

# 格差時代の国民経済計算

—マクロデータとマイクロデータの統合—

桂 昭 政

## 1. はじめに

現在、我々の社会は横並びの社会から、勝ち組、負け組の二極分化に象徴されるように格差が進行しつつある。このような時代にあっては、経済社会を認識する統計に関しても水準を表すデータよりも構造ないし分布を表すデータが望まれる。例えば、貯蓄データに関して言えば、一世帯あたり平均貯蓄額の数字よりも貯蓄額別の世帯数を示す分布データの方が格差時代にあっては必要度が大きいであろう。国民経済計算データに関しても93SNAにおいてSNAの勘定体系を行列表示する「社会会計行列（SAM）」を導入し、各々の勘定項目に分類をほどこすことによって勘定項目について詳細な分布構造を把握することが可能となっている<sup>1)</sup>。しかし、社会会計行列が93SN

1) 93SNAの「社会会計行列」については文献(7) x x 章参照。93SNAは「社会会計行列」が詳細な分布構造の把握が可能なることを次のように述べている。長くなるが引用すれば次のごとくである。「勘定の行列表示を行う場合、ひとつの有益な選択可能な方法は、それぞれの勘定で別々のタイプの取引主体とそのグループ分けを採用することが、勘定体系全体の整合性と統合性を放棄することなく行えるということである。このことが意味することは、各勘定で考慮中の経済フローの集合にとり、もっともふさわしい単位と単位の分類を採用することによって、「多重単位使用と多重部門分割」(multiple acting and multiple sectoring)を適用することが可能であるということである。以下で構成する例示的SAMには、4つのタイプの単位が含まれている。すなわち、生産物、事業所、本源的投入(就

キーワード：国民勘定とマイクロデータの統合、帰属計算と迂回処理、ラッグルズの統合国民勘定、統計的マッチング、マイクロデータベース

Aの行列表示であり、93SNAが帰属計算を利用していることから、勘定項目についての詳細な分布構造の推計は統計作成者の「cut and paste」<sup>2)</sup>のオート(技,あるいは技術)が必要となり、分析データとしてのタイムリーな入手可能性に問題を抱えている。またSNAの開発を担当している国連が68SNAの完成後に公表した、SNAの概念内容よりも制度視点,あるいは現実取引視点の概念に基づいて家計部門を対象にした「分布統計」<sup>3)</sup>の作成を提案しているが、これは社会会計行列が弾力的に詳細な分布構造の把握の可能性を保持しているのに対し、当初から予定ないし例示された各種の「分布統計」の作成に限定され<sup>4)</sup>、構造分析のデータ利用に関して分析者のニーズに合わず分析データとしての価値を縮減させている。いずれにしても現状では、格差を認識すべき分布構造表,ないし分布統計を弾力的に作成できないか,あるいはそれが可能であったとしても推計結果のタイムリーな入手可能

---

業者,農地栽培面積等)および制度単位である。異なるタイプの単位をひとつの表に適用すること(「多重単位使用」)により,異なるタイプの分類を使用することになる(「多重部門分割」)のが自然である。さらに,時には,ひとつの表で同一単位の複数の分類を利用することが望ましいこともある。たとえば,一部の勘定にだけ詳細な分類を実行することが適当である場合,また,一部の勘定について集計的な情報しか利用可能でない場合である。」(文献(7)邦訳下巻143頁)

- 2) R. ラッグルズはコンピュータが進化した現段階ではマイクロデータの収納,すなわちマイクロデータベースの構築,あるいはそれを利用した分類作業は一段と実行可能になり,国民勘定はマイクロデータとの統合を進めるべきであり,従来型の集計データを利用した国民勘定の推計のやり方である「cut and paste」は時代遅れ(obsolete)のやり方であると述べている。(文献(3), pp. 413-414. 参照)。
- 3) 家計部門を対象にした分布統計の作成方法論を提示している文献(8)は制度視点,現実取引視点に立つとはいへ完全ではない。例えば,企業部門ではなく家計部門として位置づけてはいるが帰属家賃を計上しているし,また雇主の社会保障負担を雇用者の所得に含めている。しかし,保険会社へのサービス料としての保険サービスチャージ,および保険準備金の運用益としての利子,配当等の財産所得は含めていない。文献(18)は例えば保険準備金の運用益を財産所得として含めるとく,比較的SNA(93SNA)に準拠して家計部門の分布統計の作成を試みている。
- 4) 文献(8)で予定している分布統計の標準型については文献(8)邦訳156頁-171頁に掲載されている。それらの分布統計は概略的にいえば,家計主の社会経済的地位分類,家計所得の10分位分類,所得稼得者の年齢,性,経済活動,職業,教育到達度分類を要約表,所得の源泉に関する表,所得の処分に関する表に適用して家計の分布構造を表示するものである。

性に問題を抱えていることが分かる。

以上のような状況を考慮すると、国民経済計算体系とリンクするマイクロデータベースの構築、つまりマクロデータとマイクロデータ（個票）との統合は不可欠の課題である。それはマクロ集計量の変動による分布構造のいかなる解明をもそれに対応したマイクロデータの瞬時の集計によって弾力的、機動的に行うことを可能にし<sup>5)</sup>、マクロ経済指標における格差構造の実態を我々に提供してくれるからである。これは現在の格差時代に経済政策上、あるいは経済社会を認識する上で必須の情報であり、今後の国民経済計算はマクロデータとマイクロデータの統合を最優先課題としていかなければならない。さらにマクロデータとマイクロデータの統合が要請される理由として、マクロデータとマイクロデータの内容の整合性が挙げられる。同一名称のマクロ指標とミクロ指標で必ずしも概念内容が同じでない場合、常識的理解でマクロ指標の数字を読むと判断を誤ることになる。例えば、マクロの個人消費支出指標の内容には、現金支出を伴わない持家の家賃である帰属家賃が含まれているから、マクロ指標を勉強しない限りマクロ指標の個人消費支出の数字の意味を正確に読みとることができない。しかし、マイクロデータの積み上げによるマクロデータの算定であるマクロデータとマイクロデータの統合の場合には概念内容の整合性が保たれ、マクロ数字の意味の正確な読みとりが可能となる。以上の2つの理由から我々は今後の国民経済計算はマクロデータとマイクロデータの統合したシステムでなければならないと考える。

本稿は、上述の問題意識に基づいてマクロデータとマイクロデータの統合を目指す国民経済計算システムをいかに構築するかについて我々の検討作業の結果である。以下の「2. 現行マクロデータとマイクロデータの統合の可能性」において現行93 S N Aはなぜマクロデータとマイクロデータとの統合が不可能であるかを、具体的には国民経済計算データに基づいて算定した家計貯蓄率の数字と家計調査に基づいて算定した家計貯蓄率（家計黒字率）<sup>6)</sup>の数字が

5) 文献(12)195頁参照。

6) 我が国の家計調査においては貯蓄率という指標はなく、それは「黒字率」と呼ば

なぜ相違する<sup>7)</sup>かについて、国民経済計算の所得処分勘定の各項目のデータの内容を家計調査データの内容と対比させて検討を行った。「3. ミクロデータと統合可能な国民経済計算システム—ラググズの I E A の検討」では「2. 現行マクロデータとマイクロデータの統合の可能性」の検討からマクロとミクロのリンクを可能にするには、国民経済計算システムにおいて帰属計算等の方法の採用にみられるように分析的機能的側面を重視するよりも制度的側面を重視しなければならないことが分かった<sup>8)</sup>。それをふまえて、国民経済計算システムにおいて制度的側面と分析的機能的側面の分離を実行しているラググズの I E A がマイクロデータとの統合が可能な国民経済計算システムであるか否かを検討した。「4. マクロ・ミクロリンクを可能にするマイクロデータベースの構築」においてマクロとミクロのリンクを可能にする国民経済計算システムに不可欠な様々なマイクロ統計の個票の集合体であるマイクロデータベースの構築について、特に統計的マッチング（統計的照合）によるマイクロデータベースの構築に向けての全般的なフローチャートを提示した。

## 2. 現行マクロデータとマイクロデータの統合の可能性

家計貯蓄率のマクロベース（国民経済計算）の値とマイクロベース（家計調査）の値を比較すると、90年代の数字であるが<sup>9)</sup>、マクロベースでは92年14.2%、93年12.7%、94年12.9%、95年10.8%、96年9.6%、97年11.2%、98年10.9%、99年11.0%、2000年9.3%、01年6.6%であるのに対し、マイクロベースでは92年25.5%、93年25.7%、94年26.6%、95年27.5%、96年28.0%、97年28.0%

---

れている。黒字率は黒字、すなわち可処分所得マイナス消費支出、を可処分所得で割り算することによって求められると定義されている。それゆえ黒字率の算定式はマクロデータの貯蓄率の算定式と同一である。（文献(22)443頁参照）。

7) 国民経済計算データによる家計貯蓄率と家計調査による家計貯蓄率の相違については文献(17)において行われており参照した。

8) 本稿における制度的側面、および分析的機能的側面の表現は文献(3)に負っている。文献(3) pp. 393-394. 参照。

9) マクロベースの数字の出所は文献(21)30~31頁、マイクロベースの数字の出所は文献(22)22頁。

%, 98年28.7%, 99年28.5%, 2000年27.9%, 01年27.9%であり, 10~15%ポイントの開きがあり, 近年では20%ポイント近くの開きを生じており, 大きく乖離していることから, マクロデータとマイクロデータの統合は不可能であることが予想できる。マクロデータとマイクロデータの推計対象が, 前者は家計部門の全世帯を対象とし, 後者は家計部門の勤労者世帯のみを<sup>10)</sup>対象とするという対象範囲の違いはあるとしても, このような結果が生じるのは家計貯蓄率を求める際の国民経済計算データ(SNAデータ)と家計調査データの所得, 消費支出概念に相違があるからと考えられる。この相違を解消することなしにはマクロデータとマイクロデータの統合は不可能であるから, 以下において, (イ)まず93SNAの家計部門の所得, 消費支出等を推計している所得支出勘定の各指標(項目)が家計調査データに対応しているか否かを検討し, (ロ)次にそれをふまえてマクロデータとマイクロデータの統合を可能にするにはマクロデータ, すなわちSNAあるいは国民所得勘定がいかに設計されるべきであるかを考察する。(なお, 93SNAの所得支出勘定の各指標(項目)については本文末尾にに掲載してある表-1を参照せよ。また同じく93SNAの所得支出勘定の各項目と関連する家計調査の収入, 支出項目の内容については表-2を参照せよ。)

(イ) 93SNAにはほぼ準拠したマクロデータを集大成している我が国の「国民経済計算年報」は家計部門の所得支出勘定として, 受取要素所得を基点として貯蓄の形成に至るまでの所得の分配・再分配, 所得の使用を含む所得の処分過程を「第1次所得の配分勘定」, 「所得の第2次配分勘定」, 「現物所得の再配分勘定」, 「可処分所得の使用勘定」, 「調整可処分所得の使用勘定」によって提示している。我々はマイクロデータとの統合に関心があるから, すなわち現物取引を考慮しない家計調査データとの対比にあるから現物取引よりも現金取引を対象とすることになる。それゆえ国民経済計算の「第1次所得

10) 我が国の家計調査では収入, 支出両面にわたって調査しているのは勤労者世帯および無職世帯である。勤労者以外の世帯(無職世帯を除く)については支出面のみしか調査を行っていない。文献(22)440頁参照。

の配分勘定」, 「所得の第2次分配勘定」, 「可処分所得の使用勘定」における各指標が検討対象となる<sup>11)</sup>。

(イ-1) まずは「第1次所得の配分勘定」の受取側の指標からみていこう。「雇用者報酬(受取)」は(1)「賃金・俸給」と(2)「雇主の社会負担」, からなっているが, 「賃金・俸給」の中には現金給与以外に, 社宅等の住宅をはじめとする現物給与が含まれている。この現物給与部分は現金取引視点の家計調査データには含まれない。現実の実際に行われた取引実態をそのまま把握することに視点をおいている現実取引視点に立つ国民所得勘定, あるいはコア勘定方式であれば, 現物給与と個人消費支出の組み合わせではなく支出基準に立脚して現物給与部分は企業消費支出, あるいは政府消費支出として取り扱われる。「雇主の社会負担」は, 社会保障基金, 厚生年金基金に対する雇主の負担分である「雇主の現実社会負担」と, 公務員に対する公務災害補償, 団体生命保険に対する保険料負担のごとく基金を設定せずに雇主が負担する「雇主の帰属社会負担」からなっている。「雇主の現実社会負担」は実際には雇主から基金へ現金が移動し, 雇用者が直接現金を取得するわけではないので家計調査データには含まれない。但し, 「雇主の帰属社会負担」には退職一時金, 公務災害補償等のごとく家計調査データに含まれているものもある。つぎに「営業余剰・混合所得(純)」は(1)「営業余剰(持家)(純)」と(2)「混合所得(純)」からなっているが, 持家については実際に家賃取引がなく, SNAデータでは帰属家賃という形で, いわゆる市場取引を擬製する帰属計算を行っているが, 「営業余剰(持家)(純)」の項目は当然家計調査データに対応する項目は存在しない。「混合所得(純)」は農家等の個人企業の業主所得であり, 家計調査データには含まれている。「財産所得(受取)」であるが, それは(1)「利子」, (2)「配当」, (3)「保険契約者に帰属する財産所得」, (4)「賃貸料」, からなっている。「利子」, 「配当」,

11) 以下の93SNAの家計部門の所得支出勘定の各指標(項目)と家計調査データとの対応関係についての検討に際して, わが国の国民経済計算統計の所得処分勘定の各指標(項目)の定義については文献(20), (25), (24)に依拠している。また家計調査の収入, 支出の項目の内容については文献(22), (23)に依拠している。

「賃貸料」に該当する項目は家計調査にも含まれている。但し、「保険契約者に帰属する財産所得」は生命保険等の保険料の積み立て部分である保険準備金の運用によって得られる利子、配当の財産所得部分であるが、この財産所得部分は家計に還元されず、満期まで積み立てられたりするので、家計調査データにはこの項目の数字は含まれない。つづいて同じ「第1次所得の配分勘定」の支払側をみてみよう。支払側は「財産所得（支払）」だけであるが、それは消費者負債利子、農林水産業等の利子、住宅ローンの利子である持家の利子、および土地の賃貸料からなっている。これらの項目は家計調査データにも存在する。

（イ-2）次に引き続いて家計部門の「所得の第2次分配勘定」の各項目を、家計調査の視点から検討して、マクロデータの特徴をみていくことにする。

「所得の第2次分配勘定」は基本的に、「現物所得の再分配勘定」が現物移転を把握しているのに対し、現金移転を捉えているから、「所得の第2次分配勘定」の各項目は現金取引のみに基づいている家計調査データと対応していると言える。具体的にみていこう。家計部門の「所得の第2次分配勘定」の受取側は「現物社会移転以外の社会給付」と「その他の経常移転」からなっている。「現物社会移転以外の社会給付」は（1）「現金による社会保障給付」、（2）「年金基金による社会給付」、（3）「無基金雇用者社会給付」、（4）「社会扶助給付」、からなっているが、具体的には「現金による社会保障給付」は公的年金等、「年金基金による社会給付」は厚生年金基金等からの年金、「無基金雇用者社会給付」は退職一時金、公務災害補償等、「社会扶助給付」は生活保護に関する現金扶助であるから、すべて家計調査データに存在している。但し、家計調査では、「現金による社会保障給付」、「無基金雇用者社会給付」、「社会扶助給付」は「実収入」、それに対し「年金基金による社会給付」は「実収入以外の収入」（金融資産の減少、金融負債の増加等による収入）と区分している。家計調査ではこの区分にみられるように年金基金からの年金を金融資産取引として位置づけているが、93SNAも従来の移転取引の取扱から年金基金による取引を金融取引（資産取引）と位置づけを

変更している。しかし、93SNAは実態に対応すべく年金基金からの給付と負担に関してこれまでと同様移転取引としても計上している。そこで「貯蓄」項目に影響がでないように「年金基金年金準備金の変動」項目を設定して移転取引分を消去している。以上のことから現段階では、年金基金からの年金の取り扱いに関して、収入ないし所得の位置づけを行っているマクロデータの方が家計調査よりも実態を反映させていると言えよう。家計部門の「所得の第2次分配勘定」のもうひとつの受取項目である「その他の経常移転」は(1)「非生命保険金」、(2)「他に分類されない経常移転」からなっている。「非生命保険金」は損害保険の保険金であり、「他に分類されない経常移転」は仕送り金、贈与金等、であり、いずれも家計調査の調査対象項目である。但し、積立型の「非生命保険金」は家計調査では実収入以外の収入として移転取引ではなく資産取引として取り扱われている。家計部門の「所得の第2次分配勘定」の支払側に転じると、「所得・富等に課される経常税」、「社会負担」、「その他の経常移転」に区分されている。マクロデータのこれらの所得移転項目は家計調査の「非消費支出」に対応して問題がないように見えるがそうではない。具体的にみていこう。まず「所得・富等に課される経常税」は「所得に課される税」と「その他の経常税」に分かれる。「所得に課される税」は所得税、住民税であり、家計調査データとも対応しており問題はない。問題は、家計調査データに所得税、住民税とともに含まれている持家に課される固定資産税等が、マクロデータでは「持ち家産業」の生産コストの一部として、マクロデータで定義するところの「間接税」に分類される。それゆえ持ち家の固定資産税等はマクロデータの「所得・富等に課される経常税」には含まれていない。「社会負担」は(1)「現実社会負担」と(2)「帰属社会負担」に分かれるが、ここで「帰属社会負担」が設けられているのは、家計部門の「所得の第2次分配勘定」の受取項目である「無基金雇用者社会給付」がすでに「雇主の帰属社会負担」としての家計部門の「雇用者報酬」にも含まれ、家計部門の所得が二重計算されているのでそれを相殺するための項目である。いずれにしても「帰属社会負担」は退職一時金、公務



災害補償等の「無基金雇用者社会給付」の内容を指しているのが家計調査データに対応している。また「現実社会負担」は社会保障基金、年金基金への保険料等の支払であり、それは「雇主の現実社会負担」と「雇用者の社会負担」に分かれているが、家計調査データに対応するのはもちろん「雇用者の社会負担」だけである。「雇主の現実社会負担」が登場してくるのは、マクロデータでは分析的機能的観点から、社会保障関連の雇主の負担のルートを、実際のごとく雇主から社会保障基金への取引の流れを想定するのではなく、雇主負担分を雇用者が受取り、それを自己の負担分である「雇用者の社会負担」と合算した額が本来的に雇用者の社会保障基金からの給付に対応する負担額とみなしているからである。このように実際の取引に即してではなく、分析的機能的観点から取引の流れを設定することを国民経済計算の方法論ではリ・ルーティング（迂回処理）と呼んでいる。最後の「その他の経常移転」は(1)「非生命純保険料」と(2)「他に分類されない経常移転」からなっている。「非生命純保険料」は非生命保険、つまり損害保険の純保険料（支払保険料マイナス保険会社サービス提供に相当するといわれている保険サービスチャージ）を指しているが、家計調査では、まず、掛け捨て型の損害保険の保険料の場合、マクロデータと異なり「消費支出」に分類されている。また貯蓄型の損害保険の保険料であれば金融資産取引として「実支出以外の支出」として分類される。いずれにしてもマクロデータの損害保険料は、マクロデータ位置づけに対応する「非消費支出」に分類されていないが家計調査データに項目をもっている。しかし、純保険料は支払保険料マイナス保険サービスチャージであり、支払保険料はこれまでにみたごとく家計調査データに含まれているが、保険サービスチャージは保険会社のサービス提供部分であり、実際の取引部分ではないから、結局、純保険料に対応するデータは家計調査では見出せない。最後に、「他に分類されない経常移転」は寄付金、負担金、仕送り、贈与金、罰金からなっている。これらは家計調査データに対応している。

(イ-3) 最後に、家計部門の「所得の使用勘定」の項目を、家計調査の視

点から検討していこう。家計部門の「所得の使用勘定」の受取側は、「所得の第2次分配勘定」のバランス項目である「可処分所得」以外に「年金基金年金準備金の変動」がある。「年金基金年金準備金の変動」はすでに「所得の第2次分配勘定」で登場した厚生年金基金等の年金基金からの年金の給付と負担を93SNAがこれまでと異なり、金融取引（資産取引）と位置づけているにもかかわらず、現実の人々の認識を重視し移転取引（経常取引）の取り扱いも行っているため、給付マイナス負担の大きさだけ、本来の金融資産の増加分あるいは資産取引と経常取引との接点をなす「貯蓄」の大きさをその分だけ減少させていることから、それを相殺、あるいは修復するために設定された項目である。家計調査においても年金基金の給付と負担は資産取引として「実収入以外の収入」、「実支出以外の支出」としてマクロデータに対応しているが、年金基金への雇主負担分は、当然家計調査データには欠けているので、結局のところ「年金基金年金準備金の変動」は家計調査データから計算できず、家計調査と対応していない。転じて家計部門の「所得の使用勘定」の支払側は「最終消費支出」とバランス項目である「貯蓄」である。「最終消費支出」は基本は現金支出を伴う家計調査の消費支出を指すが、端的に言って、マクロデータの「最終消費支出」には家計調査に含まれない現物給与等が含まれているので家計調査データと対応しない。但し、マクロデータでは消費支出と消費の区分の考えが93SNAになってようやく採用されるようになり、それゆえ、93SNAへ移行後の我が国のマクロデータである国民経済計算データでは、医療費の社会保険からの負担分は移行前の国民経済計算データと異なり個人消費支出から除外された。しかし、我が国のマクロデータでは消費と消費支出の二元化が徹底しておらず、我が国マクロデータの推計担当者による解説<sup>12)</sup>によれば、「最終消費支出」には消費者による貨幣支出を伴わない、あるいは個人の消費支出と意識しない取引項目が含まれている。例えば、持ち家の帰属家賃、農家による農産物の自己消費分、現

12) 文献(24)3章1節の3. 41参照。

物給与として提供された財・サービスの消費、さらに、支払保険料から保険金の準備金として蓄積される分を控除した残りの大きさに相当する保険サービス提供分（保険サービスチャージ）がそれである。それゆえ、消費者による実際の現金取引でないこれらの項目を含んでいるマクロデータの「消費支出」はこれら項目だけ家計調査の消費支出を超過しており、家計調査データと対応していない。

（ロ）以上のごとく、家計の収入、支出面のデータを提供している家計調査データと国民経済計算データには所得、所得の移転、消費支出の取引項目に関して乖離がみられる。これは国民経済計算データで採用されている帰属計算とリ・ルーティング（迂回処理）の方法が大きく影響している。これまでみてきたマクロデータと家計調査データとの乖離はいずれかの方法と関係している。すなわち、国民経済計算データでは分析的ないし機能的側面を重視する観点から、持ち家の家賃（帰属家賃）、あるいは保険取引にみられる保険サービス消費としての保険サービスチャージの帰属計算にみられるごとく、実際の現金取引を擬製する帰属計算を行ったり、あるいは雇主の社会保険負担分を、現実の取引の流れである直接社会保障基金への支払いではなく、いったん社会保険の受益者である雇用者の所得に含めるリ・ルーティング（迂回処理）の方法を採用したり、また現物給与にみられる実際の支出者ではなく、現物部分の受益者による現金取引を設定するためにリ・ルーティング（迂回処理）を行っている。また保険会社の保険準備金の運用による利子等の運用益を実際と異なり、家計に配分するリ・ルーティング（迂回処理）を行っている。このように国民経済計算データは分析的機能的観点から帰属計算、リ・ルーティング（迂回処理）を採用し、実際取引の支出基準から取引を把握しているのではない。それゆえ、ミクロデータとマクロデータを統合するには、マクロデータをミクロデータと共通する実際取引の観点である制度的側面を中心に置き支出基準にたった国民経済計算システムを構築し、持ち家の家賃、現物移転等にみられるごとく帰属計算、リ・ルーティング（迂回処理）を用いた分析的、機能的側面を別途表示するのが望ましいことにな

る。そうすればマイクロデータとマクロデータの制度的側面は共通になり、統合が可能になるからである<sup>13)</sup>。マクロデータの制度的側面と分析的、機能的側面の分離はすでにオランダの国民経済計算研究者によって国民経済計算のコア・モジュール方式として提唱されている<sup>14)</sup>。すなわち市場取引、貨幣取引を扱うコア勘定と、帰属計算、リ・ルーティング（迂回処理）を扱うモジュールからなる国民経済計算システムを提案している。またラッグルズもIEA (Integrated Economic Accounts) の名称でコア・モジュール方式の国民経済計算システムを提案している。次の「3. マイクロデータと統合可能な国民経済計算システムーラッグルズのIEAの検討」ではマイクロデータとマクロデータとの統合を可能にする国民経済計算システムであるラッグルズのIEAを採りあげ、マイクロデータと統合を可能にする国民経済計算システムはどのような国民経済計算システムであるかを考察することにする。

### 3. マイクロデータと統合可能な国民経済計算システム ーラッグルズのIEAの検討<sup>15)</sup>

ラッグルズはマイクロデータとマクロデータの統合を積極的に提唱し、前章でみたSNAと異なり、マイクロデータとの統合を意図した国民経済計算システムであるIEAを提案している。IEAはアメリカの公式の国民所得勘定であるNIPA（以下、BEA勘定と呼ぶ）に対し以下のような特徴を持っている<sup>16)</sup>。(イ)まず部門分割に関して、IEA勘定で個人部門に含まれている民間非営利団体を個人部門から企業部門へ移し、個人部門を純粋に家計部門に変更し、「持ち家」の所属先についても企業部門から家計部門へ変更を行っている。(ロ)BEA勘定は市場取引以外に、持ち家の家賃である帰属家賃のごとく貨幣取引を伴わない非市場取引に対して現実に取引があったかの

13) 文献(3)P. 394参照。

14) 文献(6)参照。

15) ラッグルズのIEAに関する本章の叙述は文献(4)に依拠している。ラッグルズのIEAの基本的内容の解説については文献(10)、(11)参照。

16) 文献(4)邦訳44頁-47頁参照。

ごとく仮定ないし想定して擬制評価する、すなわち帰属計算を行って市場取引と合算しているが、IEAは、マイクロデータとの統合を可能にするために非市場取引を市場取引から分離して計上している。(ハ)BEA勘定は帰属計算以外に、リ・ルーティング（迂回処理）という国民経済計算特有の取引記録を行っている。例えば、社会保険料の雇主負担にみられるごとく、社会保険料の雇主負担額を雇用者が所得として一旦受取、雇用者から社会保障基金に支払う処理の手続きを採用したり、また、雇主が提供する社宅、食券等の現物給与は現物所得の受取による個人の消費支出として取り扱っている。このようにBEA勘定はリ・ルーティング（迂回処理）を行い、便益基準に立っているが、それに対しIEAは中枢体系、あるいはコア勘定では市場取引の把握の観点に立ち支出基準に純化し、社会保険料の雇主負担に関しては、実際にみられる雇主から社会保障基金への支出として、また現物給与に関しては企業の消費支出として取り扱っている。(ニ)BEA勘定は周知のように、資本形成の行為主体を企業（持ち家を含む）に限定しているが、IEAは資本形成の行為主体を政府と家計に拡張している。以上の特に(イ)、(ロ)、(ハ)のIEAの特徴からIEAがマイクロデータとの統合を意図した国民経済計算システムであることが理解できる。しかし、「2. 現行マクロデータとマイクロデータの統合の可能性」で検討したようにマイクロデータとマクロデータが統合可能な国民経済計算システムは支出基準に立脚し、帰属計算、リ・ルーティング（迂回処理）を用いた分析的機能的側面を別途表示するシステムである。すなわち、中枢体系、コア勘定において帰属計算、リ・ルーティング（迂回処理）を中止し、支出基準で統一しているかどうかである。具体的には(イ)現物所得、現物移転の場合に支出基準に立ち、受益者の支出ではなく、実際に貨幣支出を行っている者の支出を計上し、便益分については中枢体系、コア勘定から分離して計上しているかどうか、(ロ)非市場取引を擬制評価する帰属計算についてはリ・ルーティング（迂回処理）と同様、分離して別途表示を行っているかどうかである。そこで、以下においてIEAがこのマイクロデータとマクロデータとの統合を可能にする国民経済計算システ

ムの条件を満たしているかどうかを、I E Aの勘定体系のフローの統合勘定である「国民総生産勘定」、およびフローの部門勘定である「企業総生産勘定」、「家計所得・支出勘定」、「一般政府所得・支出勘定」について検討を行っていくことにする<sup>17)</sup>。I E Aの各勘定の検討に際しては文献(4)の本文および同文献の「B E A - I E A調整表」を参考にした。なお、「B E A - I E A調整表」は本文の末尾に表-3として掲載してある。

#### (1) 「国民総生産勘定」

受取側は、「企業経常消費支出」、「家計経常消費支出」、「政府経常消費支出」、「企業総資本形成」、「家計総資本形成」、「政府総資本形成」および「海外への純売却」からなっている。(イ)、まず、受取側の企業の「雇用者への給付(現物)」にみられるように、企業による現物給与は、便益基準に立ってリ・ルーティング(迂回処理)を止めて、すなわち個人の消費支出ではなく、支出基準による企業の消費支出、すなわち「企業経常消費支出」と位置づけている。「非営利給付(現物)」も、非営利団体から家計への現物移転であり、便益基準に立ってリ・ルーティング(迂回処理)すれば個人消費支出の位置づけとなるが、非営利団体の所属が家計部門から企業部門に移されたので、I E Aでは「企業経常消費支出」として取り扱われている。このことからI E Aが支出基準に立っていることが分かる。同じことは、政府部門の現物給与である「雇用者給付」、「軍食用食料・衣服」、および政府からの医療サービスの現物移転である「保健給付」についてもいえる。すなわち、I E Aでは支出主体である「政府経常消費支出」と位置づけている。逆に、I E Aの「家計経常消費支出」は、B E A勘定の個人消費支出からリ・ルーティング(迂回処理)を行った現物給与、あるいは現物移転を控除した大きさと把握され、家計で実際に財、サービスに支出した大きさを捉えている。以上のようにI E Aでは、現物移転、現物給与の便益は、B E A勘定の便益基準に基づくり・ルーティング(迂回処理)による個人消費支出としてではなく、

17) 「企業総生産勘定」は「国民総生産勘定」とほとんど勘定項目が重複しているので「国民総生産勘定」の説明で代替した。

支出を行っている主体の消費支出と位置づけており、I E Aが支出基準に立脚していることが分かる。なお、それと関連して、現物給与、現物移転の便益に関する表示は、すでに述べたように、マイクロデータとマクロデータの統合を可能にする国民経済計算システムでは市場取引を計上する中枢体系、あるいはコア勘定でなく、帰属計算部分と同様に、コア勘定とは別にモジュールとして表示されるべきである。しかし、I E Aには帰属計算部分とは異なり、現物給与、現物移転の便益に関する表示がなされていない。(ロ) I E Aは現実には取引はないが、実際に取引があったかのように擬制計上する、いわゆる帰属計算として、B E A勘定と同様に、持ち家の住宅サービスである帰属家賃、農家の自己生産物の自己消費分、すなわち農家の帰属消費分をI E Aの「家計経常消費支出」に含めておらず、I E Aが支出基準に立脚していることが分かる。なお、I E Aの企業消費支出に含まれている、帰属利子に相当する「金融サービス（現物）」も帰属家賃と同様別掲している帰属計算セクションに移すべきである。それ以外にI E AではB E A勘定と異なり、総資本形成の行為主体を企業部門のみならず、政府、家計にも認め、家計の自動車等の耐久財の取得も総資本形成と捉え、それと関連してI E Aでは耐久財ストックからのサービスを帰属計算セクションで計上している。

I E Aの国民総生産勘定の支払側は「企業総生産に対する費用」（「雇用者所得」、「利子（純）」、「業主所得」、「賃貸料」、「配当（純）」、「税および税外負担」、「移転（純）」、「企業総貯蓄」と「政府総生産に対する費用」（「雇用者所得」）に分かれる。(イ)「利子（純）」の内訳項目である「その他の帰属利子」は保険会社の保険準備金の運用益等であるが、実際に保険契約者に支払われるわけではないから、B E A勘定のごとく企業部門の「その他の帰属利子」支払とするのではなく、現実にはその分を保険会社の保険準備金に積増しているのであるから、I E Aのごとく実際の観点に立った「企業総貯蓄」の一部（「年金および保険準備金」）とすべきである。同じく「利子（純）」の内訳項目である「帰属金融サービス」は、銀行業の帰属利子であり、国民総生産勘定の受取側の「金融サービス（現物）」と対応しており、I E Aの

帰属計算セクションに移行するべきである。(ロ)「税および税外負担」に関して、「持ち家」の所属先をBEA勘定と異なり、IEAでは現実通り家計部門に所属させることにより、持ち家の固定資産税である「自己保有財産税」を企業の間接税支払いから家計部門の直接税支払いとして計上していることはマイクロデータとの統合の観点からは妥当な取り扱いである。

## (2)「家計所得・支出勘定」

IEAの「家計所得・支出勘定」の受取側は、「賃金・俸給」、「利子所得」、「業主所得」、「賃貸料所得」、「配当」、「移転(受取)」からなっているが、マイクロデータとの統合の観点からの特徴として以下の点を指摘することができる。(イ)SNAをはじめ公式の国民所得勘定では、「賃金・俸給」以外に「雇主の社会保険負担」が家計の雇用者所得として計上しているが、これは家計が実際に受け取らず、リ・ルーティング(迂回処理)を排除しているIEAでは、「雇主の社会保険負担」を家計部門の雇用者所得としてではなく、実際の取引どおりに企業部門から政府部門への社会保険負担の取引として処理している。(ロ)「利子所得」に関して、IEAは保険契約者の保険準備金の運用益が実際に受け取ることなく、保険準備金に蓄積されることから運用益(その他の帰属利子)を除外しているが、IEAの取り扱いは保険準備金の運用益のリ・ルーティング(迂回処理)を排除しており、マイクロデータとの統合の観点から首肯できる。(ハ)「移転(受取)」に関して、社会保障制度における医療の現物給付である「政府の保健給付」については、IEAは中枢体系、コア勘定において、政府消費支出の取り扱いをし、「政府の保健給付」の現物移転は、IEAの中枢体系、コア勘定では家計の「移転(受取)」および個人消費支出として取り扱っていない。それゆえIEAが支出基準に立っていることが分かる。家計の便益の観点は帰属計算同様、IEAの中枢体系、コア勘定ではなく、モジュールで処理すべきである。しかし、IEAはそのような処理を行っていない。(ニ)BEA勘定において持ち家の住宅サービス(帰属家賃)が個人消費支出に含まれているのに対応して、企業部門の「賃貸料所得」に持ち家の帰属賃貸所得も含まれているが、IEAは支出



基準に立ち家計の帰属賃貸料，および家計帰属賃貸所得を中枢体系，コア勘定から除外し，中枢体系，コア勘定以外のモジュールにおいて計上している。この取り扱いにはマイクロデータとの統合の観点から妥当である。

I E Aの「家計所得・支出勘定」の支払側は，「経常消費支出」，「利子支払」，「税支払」，「個人の社会保険負担」，「移転（支払）」，「総貯蓄」からなっているが，（イ）「経常消費支出」に関しては，「国民総生産勘定」のところでふれたように，企業の現物給与の場合，便益分についてはリ・ルーティング（迂回処理）を行って個人消費支出と取り扱うのではなく，企業消費支出（「企業経常消費支出」）として取り扱い，家計の消費支出（「家計経常消費支出」）に含めない。これはI E Aが支出基準に立脚している証拠である。但し，現物給与等の便益分はI E Aの中枢体系，あるいはコア勘定以外のモジュールで取り扱うべきであるが，I E Aにその表示はない。（ロ）「税支払」について，これもすでに述べたように，I E Aが家計部門の資本形成を認識することにより，持ち家の所属部門が企業から家計になり，I E Aが現実通りに持ち家にかかる税をB E A勘定にみられる企業部門の間接税ではなく，家計部門の財産税として処理している。I E Aの処理はマイクロデータとの統合の観点に合致している。

### （3）「一般政府所得・支出勘定」

I E Aの「一般政府所得・支出勘定」の特徴である，現物給与（「軍食用食料・衣服」），現物移転（「保健給付」），および「持ち家財産税」についてはすでに言及したので説明は省略する。

以上の勘定細部の検討を踏まえて，I E Aがマイクロデータと統合可能な国民経済計算システムであるか否かについて次のように述べるができる。すでに我々はマイクロデータと統合可能な国民経済計算システムの条件として，2点を挙げておいた。簡単に言えば（1）国民経済計算システムの中枢体系，コア勘定において便益基準に立つリ・ルーティング（迂回処理）を中止し，支出基準に立脚する，（2）それとともに同じく中枢体系，コア勘定において帰属計算を計上しない，以上の2点である。I E Aがこれらの条件を満たし

ているかどうかであるが、勘定細部の検討を通じて示したように、IEAは現物給与、現物移転に関してBEA勘定と異なり、リ・ルーティング（迂回処理）を行わず、貨幣支出主体の支出を計上し、支出基準に立っていることが分かる。それは他の社会保険の雇主負担、保険準備金の運用益の取り扱いについてもBEA勘定と相違し、IEAが支出基準に立っていることをみた。但し、IEAはこのようにリ・ルーティング（迂回処理）を行わず支出基準に立っているが、それと関連して便益分を中枢体系、あるいはコア勘定以外のモジュールで帰属計算とともに計上すべきであるが、それを行っていない。また帰属計算についてもIEAは持ち家の帰属家賃にみられるごとく、それを中枢体系、コア勘定から除外し、モジュールでその表示を行っているが、銀行の無償サービスの帰属利子もそこに含めるべきである。以上のことからIEAは、便益分等についてモジュールでの表示に工夫の余地はあるが、中枢体系、コア勘定においてリ・ルーティング（迂回処理）、帰属計算を行わず、支出基準に立脚しており、マイクロデータと統合可能な国民経済計算システムであるといえる。

#### 4. マクロ・マイクロリンクを可能にするマイクロデータベースの構築<sup>18)</sup>

「3. マイクロデータと統合可能な国民経済計算システム—ラッグルズのIEAの検討」においてマイクロデータと統合可能な国民経済計算システムを提示したので、マイクロデータと統合可能な国民経済計算システムの制度部門（企業、家計、政府）に対応するマイクロデータベースをいかに作成するかを考察しよう。マイクロデータと統合可能な国民経済計算システムの制度部門に対応するマイクロデータベース作成手続きは次のようになる。(イ)マイクロデータと統合可能な国民経済計算システムの制度部門（企業、家計、政府）に対応する統計調査、あるいはマイクロデータファイルの選択、つまり統計調査の個票の集合からなるマイクロデータセットの選択<sup>19)</sup>、(ロ)個々の選択したミク

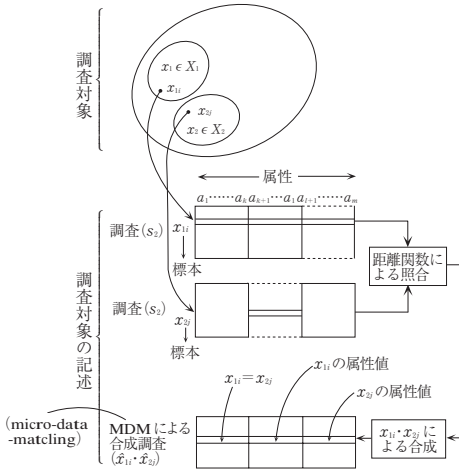
18) マイクロデータベース構築に関する本章の叙述は以下の文献に依拠している。文献(2)、(9)、(12)、(13)、(14)、(15)、(16)、(19)。

ロデータセットの補正, および調整, すなわちマイクロデータセットにおける欠測値 (missing value) の補正, マイクロデータと統合可能な国民経済計算システムと対比してマイクロデータセットの調査対象, 調査項目の内容等の調整, (ハ)補正, 調整済みのマイクロデータセットの統計的照合 (statistical matching) によりマイクロデータと統合可能な国民経済計算システムの制度部門 (企業, 家計, 政府) に対応するマイクロデータベースの作成。以下において (イ), (ロ), (ハ)の各項目について説明を補足しておこう。(イ)例えばマイクロデータと統合可能な国民経済計算システムの家計部門に対応する調査対象をもつ統計調査, あるいはマイクロデータファイルの選択を考えた場合, 「家計調査」, 「全国消費実態調査」をはじめとする関連統計調査 (いずれも標本調査) が列挙される。これらの統計調査の個票, すなわち個々の標本データの集合が各々のマイクロデータセットを構成する。そしてこの各々のマイクロデータセットに対し照合手続きを行って家計部門のマイクロデータベースの作成を行うのである。(ロ)しかし, まず最初に個々のマイクロデータセットは無回答の標本 (欠測値) を含んでいる場合があるので, それに対しデータの値を決定する (imputation) 必要がある。個々のマイクロデータセットは欠測値の補正を完了しても, マイクロデータセットの調査項目の内容がマイクロデータと統合可能な国民経済計算システムの対応する項目の内容と合致しない場合, マイクロデータセットの調査項目の内容を調整しておく必要がある。(ハ)個々のマイクロデータセットは(イ), (ロ)の作業を通して, マイクロデータと統合可能な国民経済計算システムのマイクロデータベースの条件を満たすが, それぞれ単独ではマイクロデータベースとして不十分であるから, (イ), (ロ)の作業を経過したマイクロデータセットどおしで照合を行い, 併合 (merge) ある

---

19) 我が国ではマイクロデータ, すなわち個票の利用は統計の目的外使用として統計法の下で研究利用に制限が加えられている。プライバシー保護の観点から, 個票の利用に制限が加えられているのは当然のことといえるが, 近年, マイクロデータの積極的利用の気運の高まりとともに, 個票の利用制限緩和の要求も強まりつつある。筆者にとって文献(15)をベースにプライバシー保護とマイクロデータ利用との関係についての考究が必要であると思っている。

(図-1)



(出所) 松田芳郎『企業構造の統計的測定方法』, 1991年29ページ。

いは合成する必要がある。照合には完全照合 (exact matching) と統計的照合 (statistical matching) があるが、個々のマイクロデータセットが標本調査である場合が大部分であり、識別子 (identifier) を付与しても標本調査であるがゆえに調査対象が同一になることがないから完全照合は無理である<sup>20)</sup>。それゆえ統計的照合による併合ないし合成が行われる。すなわち、マイクロデータセットの共通の属性 (調査項目) を特定し、共通属性に関する個々の標本同士の距離関数の距離最小の組み合わせによって各マイクロデータセット間のマイクロデータの併合、あるいは合成を行いマイクロデータベースを作成する<sup>21)</sup>。(上記の図-1参照)。このようなマイクロデータセットの照合、および併合を通してマイクロデータと統合可能な国民経済計算システムのマイクロデー

20) プライバシー保護の観点からは、識別子により個体、ないし個人の確認が可能な完全照合よりも、それが可能でない統計的照合の方が望ましいということになる。統計的照合がプライバシー保護の観点から選好されることに関しては文献(12) 212-213頁参照。

21) 文献(14)28頁-29頁参照。

データベースが作成される。以上がマイクロデータと統合可能な国民経済計算システムのマイクロデータベース作成の基本的な方法論であるが、マイクロデータベース作成の具体的な展開については今後の課題である。

## 5. 結 語

我々の社会は現在、横並び社会から大きく格差が存在する社会へと変化している。20世紀中葉の大恐慌に対処すべくGNP指標が誕生したように、国民経済計算統計はこの分野のすばらしい足跡、ないし遺産を継承して現代の課題に答えなければならない。現在の国民経済計算統計に要請されているのは、進行しつつある経済社会の格差構造の是正に寄与することである。しかし、現在の国民経済計算統計の国際基準であるSNAは経済量の分布構造の把握に適していない。マイクロ統計を積み上げていけばマクロ統計ができる、いわばマイクロ統計とマクロ統計の統合が不可能であるからである。本稿は現代の国民経済計算統計が社会の課題に答えるために、筆者が取り組んだマイクロ統計とマクロ統計の統合に関する検討作業の結果である。本稿においては、まず国民経済計算統計とマイクロ統計との統合が不可欠であるとの認識に立ち、まず統合が不可能の原因を探求し（「2. 現行マクロデータとマイクロデータの統合の可能性」）、次に不可能の原因を取り去った統合可能な国民経済計算システムの考察を行った（「3. マイクロデータと統合可能な国民経済計算システム—ラッグルズのIEAの検討」）。さらに、次の課題として、統合可能な国民経済計算システムにリンクさせる様々なマイクロ統計の個票の集合体であるマイクロデータベースの構築について考察を行った（「4. マクロ・マイクロリンクを可能にするマイクロデータベースの構築」）。しかし、調査対象、調査方法、概念、分類体系等のタイプの異なるマイクロ統計を合成ないし併合して企業、家計、政府の部門別のマイクロデータベースの作成に関しては、マイクロデータベース構築の方法論の概要を提示するという、最初の一步を踏み出したにすぎない。具体的なマイクロデータベースの作成は今後の課題として残っている。

(表-1)

5. 家計 (個人企業を含む)

項目	1992年度		1993年度		1994年度		1995年度		1996年度	
	金額(百万円)	前年対比(%)	金額(百万円)	前年対比(%)	金額(百万円)	前年対比(%)	金額(百万円)	前年対比(%)	金額(百万円)	前年対比(%)
1.1 家計所得(合計)	21,000.2	5.7(1.2)	18,121.7	-13.7(-1.2)	18,766.2	3.5(0.3)	17,227.5	-7.7(-4.5)	17,227.5	0.0(0.0)
(1) 個人所得	20,998.2	5.7(1.2)	18,119.7	-13.7(-1.2)	18,764.2	3.5(0.3)	17,225.5	-7.7(-4.5)	17,225.5	0.0(0.0)
(2) 法人所得	2.0	-	2.0	-	2.0	-	2.0	-	2.0	-
(1) 給与所得	11,111.2	0.1(-0.1)	10,200.4	-8.1(-0.8)	11,111.7	8.9(0.9)	10,111.2	-8.9(-0.9)	10,111.2	0.0(0.0)
(2) 退職所得	5,111.2	0.1(-0.1)	4,700.4	-7.8(-0.8)	5,111.7	8.9(0.9)	4,700.4	-8.0(-0.8)	4,700.4	0.0(0.0)
(3) 不動産所得	3,888.8	0.1(-0.1)	3,888.8	0.0(0.0)	3,888.8	0.0(0.0)	3,888.8	0.0(0.0)	3,888.8	0.0(0.0)
(4) 雑所得	1,000.0	0.1(-0.1)	1,000.0	0.0(0.0)	1,000.0	0.0(0.0)	1,000.0	0.0(0.0)	1,000.0	0.0(0.0)
(5) 法人所得	2.0	-	2.0	-	2.0	-	2.0	-	2.0	-
1.2 家計貯蓄(合計)	414.0	0.1(-0.1)	414.0	0.0(0.0)	414.0	0.0(0.0)	414.0	0.0(0.0)	414.0	0.0(0.0)
(1) 個人貯蓄	414.0	0.1(-0.1)	414.0	0.0(0.0)	414.0	0.0(0.0)	414.0	0.0(0.0)	414.0	0.0(0.0)
(2) 法人貯蓄	0.0	-	0.0	-	0.0	-	0.0	-	0.0	-
1.3 家計消費(合計)	20,586.2	5.7(1.2)	17,707.7	-13.5(-1.2)	18,352.2	3.6(0.3)	16,812.0	-5.4(-3.0)	16,812.0	0.0(0.0)
(1) 個人消費	20,584.2	5.7(1.2)	17,705.7	-13.5(-1.2)	18,350.2	3.6(0.3)	16,810.0	-5.4(-3.0)	16,810.0	0.0(0.0)
(2) 法人消費	2.0	-	2.0	-	2.0	-	2.0	-	2.0	-
(1) 消費支出	19,111.2	0.1(-0.1)	18,200.4	-4.7(-0.4)	19,111.7	5.0(0.5)	18,111.2	-5.2(-0.5)	18,111.2	0.0(0.0)
(2) 貯蓄	1,475.0	0.1(-0.1)	1,507.3	2.2(0.1)	1,440.5	-2.4(-0.2)	1,700.8	13.2(0.9)	1,700.8	0.0(0.0)
(3) 法人消費	0.0	-	0.0	-	0.0	-	0.0	-	0.0	-
1.4 家計所得割(合計)	20,586.2	5.7(1.2)	17,707.7	-13.5(-1.2)	18,352.2	3.6(0.3)	16,812.0	-5.4(-3.0)	16,812.0	0.0(0.0)
(1) 個人所得割	20,584.2	5.7(1.2)	17,705.7	-13.5(-1.2)	18,350.2	3.6(0.3)	16,810.0	-5.4(-3.0)	16,810.0	0.0(0.0)
(2) 法人所得割	2.0	-	2.0	-	2.0	-	2.0	-	2.0	-
(1) 消費支出	19,111.2	0.1(-0.1)	18,200.4	-4.7(-0.4)	19,111.7	5.0(0.5)	18,111.2	-5.2(-0.5)	18,111.2	0.0(0.0)
(2) 貯蓄	1,475.0	0.1(-0.1)	1,507.3	2.2(0.1)	1,440.5	-2.4(-0.2)	1,700.8	13.2(0.9)	1,700.8	0.0(0.0)
(3) 法人消費	0.0	-	0.0	-	0.0	-	0.0	-	0.0	-
1.5 家計所得割率(合計)	98.0(98.0)	0.0(0.0)	98.0(98.0)	0.0(0.0)	98.0(98.0)	0.0(0.0)	98.0(98.0)	0.0(0.0)	98.0(98.0)	0.0(0.0)
(1) 個人所得割率	98.0(98.0)	0.0(0.0)	98.0(98.0)	0.0(0.0)	98.0(98.0)	0.0(0.0)	98.0(98.0)	0.0(0.0)	98.0(98.0)	0.0(0.0)
(2) 法人所得割率	0.0(0.0)	-	0.0(0.0)	-	0.0(0.0)	-	0.0(0.0)	-	0.0(0.0)	-
(1) 消費支出	91.0(91.0)	0.0(0.0)	91.0(91.0)	0.0(0.0)	91.0(91.0)	0.0(0.0)	91.0(91.0)	0.0(0.0)	91.0(91.0)	0.0(0.0)
(2) 貯蓄	1.9(1.9)	0.0(0.0)	1.9(1.9)	0.0(0.0)	1.9(1.9)	0.0(0.0)	1.9(1.9)	0.0(0.0)	1.9(1.9)	0.0(0.0)
(3) 法人消費	0.0(0.0)	-	0.0(0.0)	-	0.0(0.0)	-	0.0(0.0)	-	0.0(0.0)	-
(4) 所得割率	98.0(98.0)	0.0(0.0)	98.0(98.0)	0.0(0.0)	98.0(98.0)	0.0(0.0)	98.0(98.0)	0.0(0.0)	98.0(98.0)	0.0(0.0)
合計	21,414.2	5.7(1.2)	18,535.7	-13.5(-1.2)	19,180.2	3.6(0.3)	17,639.5	-7.6(-4.0)	17,639.5	0.0(0.0)

項目	1992年度		1993年度		1994年度		1995年度		1996年度	
	金額(百万円)	前年対比(%)	金額(百万円)	前年対比(%)	金額(百万円)	前年対比(%)	金額(百万円)	前年対比(%)	金額(百万円)	前年対比(%)
1.1 家計所得(合計)	21,000.2	5.7(1.2)	18,121.7	-13.7(-1.2)	18,766.2	3.5(0.3)	17,227.5	-7.7(-4.5)	17,227.5	0.0(0.0)
(1) 個人所得	20,998.2	5.7(1.2)	18,119.7	-13.7(-1.2)	18,764.2	3.5(0.3)	17,225.5	-7.7(-4.5)	17,225.5	0.0(0.0)
(2) 法人所得	2.0	-	2.0	-	2.0	-	2.0	-	2.0	-
(1) 給与所得	11,111.2	0.1(-0.1)	10,200.4	-8.1(-0.8)	11,111.7	8.9(0.9)	10,111.2	-8.9(-0.9)	10,111.2	0.0(0.0)
(2) 退職所得	5,111.2	0.1(-0.1)	4,700.4	-7.8(-0.8)	5,111.7	8.9(0.9)	4,700.4	-8.0(-0.8)	4,700.4	0.0(0.0)
(3) 不動産所得	3,888.8	0.1(-0.1)	3,888.8	0.0(0.0)	3,888.8	0.0(0.0)	3,888.8	0.0(0.0)	3,888.8	0.0(0.0)
(4) 雑所得	1,000.0	0.1(-0.1)	1,000.0	0.0(0.0)	1,000.0	0.0(0.0)	1,000.0	0.0(0.0)	1,000.0	0.0(0.0)
(5) 法人所得	2.0	-	2.0	-	2.0	-	2.0	-	2.0	-
1.2 家計貯蓄(合計)	414.0	0.1(-0.1)	414.0	0.0(0.0)	414.0	0.0(0.0)	414.0	0.0(0.0)	414.0	0.0(0.0)
(1) 個人貯蓄	414.0	0.1(-0.1)	414.0	0.0(0.0)	414.0	0.0(0.0)	414.0	0.0(0.0)	414.0	0.0(0.0)
(2) 法人貯蓄	0.0	-	0.0	-	0.0	-	0.0	-	0.0	-
(1) 貯蓄	414.0	0.1(-0.1)	414.0	0.0(0.0)	414.0	0.0(0.0)	414.0	0.0(0.0)	414.0	0.0(0.0)
(2) 法人貯蓄	0.0	-	0.0	-	0.0	-	0.0	-	0.0	-
1.3 家計消費(合計)	20,586.2	5.7(1.2)	17,707.7	-13.5(-1.2)	18,352.2	3.6(0.3)	16,812.0	-5.4(-3.0)	16,812.0	0.0(0.0)
(1) 個人消費	20,584.2	5.7(1.2)	17,705.7	-13.5(-1.2)	18,350.2	3.6(0.3)	16,810.0	-5.4(-3.0)	16,810.0	0.0(0.0)
(2) 法人消費	2.0	-	2.0	-	2.0	-	2.0	-	2.0	-
(1) 消費支出	19,111.2	0.1(-0.1)	18,200.4	-4.7(-0.4)	19,111.7	5.0(0.5)	18,111.2	-5.2(-0.5)	18,111.2	0.0(0.0)
(2) 貯蓄	1,475.0	0.1(-0.1)	1,507.3	2.2(0.1)	1,440.5	-2.4(-0.2)	1,700.8	13.2(0.9)	1,700.8	0.0(0.0)
(3) 法人消費	0.0	-	0.0	-	0.0	-	0.0	-	0.0	-
1.4 家計所得割(合計)	20,586.2	5.7(1.2)	17,707.7	-13.5(-1.2)	18,352.2	3.6(0.3)	16,812.0	-5.4(-3.0)	16,812.0	0.0(0.0)
(1) 個人所得割	20,584.2	5.7(1.2)	17,705.7	-13.5(-1.2)	18,350.2	3.6(0.3)	16,810.0	-5.4(-3.0)	16,810.0	0.0(0.0)
(2) 法人所得割	2.0	-	2.0	-	2.0	-	2.0	-	2.0	-
(1) 消費支出	19,111.2	0.1(-0.1)	18,200.4	-4.7(-0.4)	19,111.7	5.0(0.5)	18,111.2	-5.2(-0.5)	18,111.2	0.0(0.0)
(2) 貯蓄	1,475.0	0.1(-0.1)	1,507.3	2.2(0.1)	1,440.5	-2.4(-0.2)	1,700.8	13.2(0.9)	1,700.8	0.0(0.0)
(3) 法人消費	0.0	-	0.0	-	0.0	-	0.0	-	0.0	-
1.5 家計所得割率(合計)	98.0(98.0)	0.0(0.0)	98.0(98.0)	0.0(0.0)	98.0(98.0)	0.0(0.0)	98.0(98.0)	0.0(0.0)	98.0(98.0)	0.0(0.0)
(1) 個人所得割率	98.0(98.0)	0.0(0.0)	98.0(98.0)	0.0(0.0)	98.0(98.0)	0.0(0.0)	98.0(98.0)	0.0(0.0)	98.0(98.0)	0.0(0.0)
(2) 法人所得割率	0.0(0.0)	-	0.0(0.0)	-	0.0(0.0)	-	0.0(0.0)	-	0.0(0.0)	-
(1) 消費支出	91.0(91.0)	0.0(0.0)	91.0(91.0)	0.0(0.0)	91.0(91.0)	0.0(0.0)	91.0(91.0)	0.0(0.0)	91.0(91.0)	0.0(0.0)
(2) 貯蓄	1.9(1.9)	0.0(0.0)	1.9(1.9)	0.0(0.0)	1.9(1.9)	0.0(0.0)	1.9(1.9)	0.0(0.0)	1.9(1.9)	0.0(0.0)
(3) 法人消費	0.0(0.0)	-	0.0(0.0)	-	0.0(0.0)	-	0.0(0.0)	-	0.0(0.0)	-
(4) 所得割率	98.0(98.0)	0.0(0.0)	98.0(98.0)	0.0(0.0)	98.0(98.0)	0.0(0.0)	98.0(98.0)	0.0(0.0)	98.0(98.0)	0.0(0.0)
合計	21,414.2	5.7(1.2)	18,535.7	-13.5(-1.2)	19,180.2	3.6(0.3)	17,639.5	-7.6(-4.0)	17,639.5	0.0(0.0)

注: 1. 税引後の金額を示す。2. 前年対比は、前年対比(%)で示す。3. 前年対比は、前年対比(%)で示す。4. 前年対比は、前年対比(%)で示す。5. 前年対比は、前年対比(%)で示す。6. 前年対比は、前年対比(%)で示す。7. 前年対比は、前年対比(%)で示す。8. 前年対比は、前年対比(%)で示す。9. 前年対比は、前年対比(%)で示す。10. 前年対比は、前年対比(%)で示す。



3. 京計（個人企業を含む）

(単位：10億円)

項目	11 国産設備の固定資産				
	1992	1993	1994	1995	1996
3.1 国産固定資産(純) (11.2)	23,136.0	26,125.0	27,646.0	28,438.0	28,333.4
(内訳) 国産固定資産(純)	19,827.5	20,716.0	21,788.0	22,054.0	21,817.0
【国産】 国産固定資産	20,822.1	21,822.0	22,822.0	23,022.0	22,822.0
資本	20,716.0	22,125.0	23,646.0	24,438.0	24,333.4
3.2 国産固定資産(純) (11.2)	20,822.1	21,822.0	22,822.0	23,022.0	22,822.0
(内訳) 国産固定資産(純)	214,000.0	217,000.0	220,000.0	223,000.0	226,000.0
【国産】 国産固定資産	20,822.1	21,822.0	22,822.0	23,022.0	22,822.0
3.3 国産固定資産(純) (11.2)	21,822.0	22,822.0	23,822.0	24,822.0	24,822.0
(1) 国産固定資産(純)	19,211.7	20,211.8	21,211.9	22,212.0	22,212.0
(2) 国産固定資産(純) (11.2)	19,211.7	20,211.8	21,211.9	22,212.0	22,212.0
(3) 国産固定資産(純) (11.2)	19,211.7	20,211.8	21,211.9	22,212.0	22,212.0
合計	20,716.0	22,125.0	23,646.0	24,438.0	24,333.4

(単位：10億円)

項目	11 国産設備の固定資産				
	1992	1993	1994	1995	1996
4.1 国産固定資産(純) (11.2)	20,716.0	22,125.0	23,646.0	24,438.0	24,333.4
4.2 国産固定資産(純) (11.2)	20,716.0	22,125.0	23,646.0	24,438.0	24,333.4
(内訳) 国産固定資産	20,716.0	22,125.0	23,646.0	24,438.0	24,333.4
資本	20,716.0	22,125.0	23,646.0	24,438.0	24,333.4
4.3 国産固定資産(純) (11.2)	20,716.0	22,125.0	23,646.0	24,438.0	24,333.4
(内訳) 国産固定資産	214,000.0	217,000.0	220,000.0	223,000.0	226,000.0
【国産】 国産固定資産	20,716.0	22,125.0	23,646.0	24,438.0	24,333.4
4.4 国産固定資産(純) (11.2)	20,716.0	22,125.0	23,646.0	24,438.0	24,333.4
合計	20,716.0	22,125.0	23,646.0	24,438.0	24,333.4

(単位：10億円)

項目	11 国産設備の固定資産				
	1992	1993	1994	1995	1996
5.1 国産固定資産(純) (11.2)	20,716.0	22,125.0	23,646.0	24,438.0	24,333.4
(内訳) 国産固定資産	20,716.0	22,125.0	23,646.0	24,438.0	24,333.4
資本	20,716.0	22,125.0	23,646.0	24,438.0	24,333.4
5.2 国産固定資産(純) (11.2)	20,716.0	22,125.0	23,646.0	24,438.0	24,333.4
(内訳) 国産固定資産	214,000.0	217,000.0	220,000.0	223,000.0	226,000.0
【国産】 国産固定資産	20,716.0	22,125.0	23,646.0	24,438.0	24,333.4
5.3 国産固定資産(純) (11.2)	20,716.0	22,125.0	23,646.0	24,438.0	24,333.4
(内訳) 国産固定資産	214,000.0	217,000.0	220,000.0	223,000.0	226,000.0
【国産】 国産固定資産	20,716.0	22,125.0	23,646.0	24,438.0	24,333.4
合計	20,716.0	22,125.0	23,646.0	24,438.0	24,333.4

(出所) 内閣府経済社会総合研究所(編)  
『国民経済計算年報(平成15年版)』









付録8 収支項目分類表(続前)

番号	収支名	単位	計 画 数	予 算 数	実 績 数	内 容 備 考
102~101 170~192	学 費 助 成 金					「高学主」高学主の学費助成金(奨学金)の返還。
108~106 170~172	交 流 費					「奨学基金」の学費助成金の返還。
108~106	講 義 料					専任講師、准講師の授業料(学費)の返還(学費助成金の返還)。
112~110 200	出 産 料					産科助産科の分娩料(学費)の返還。
112~110	入 院 料					産科助産科の入院料(学費)の返還。
112	入 院 料	100	50	A	● 入院料(学費)の返還(学費助成金の返還)。	
121~120	入 院 料	10	10	A	● 入院料(学費)の返還(学費助成金の返還)。	
121	食 料	10	10	A	● 入院料(学費)の返還(学費助成金の返還)。	
128	入 院 料	10	10	A	● 入院料(学費)の返還(学費助成金の返還)。	
1120~179	入 院 料	10	10	A	● 入院料(学費)の返還(学費助成金の返還)。	
170	入 院 料	10	10	A	● 入院料(学費)の返還(学費助成金の返還)。	
171	入 院 料	10	10	A	● 入院料(学費)の返還(学費助成金の返還)。	
174	入 院 料	10	10	A	● 入院料(学費)の返還(学費助成金の返還)。	
172	入 院 料	10	10	A	● 入院料(学費)の返還(学費助成金の返還)。	
173	入 院 料	10	10	A	● 入院料(学費)の返還(学費助成金の返還)。	
174	入 院 料	10	10	A	● 入院料(学費)の返還(学費助成金の返還)。	
175	入 院 料	10	10	A	● 入院料(学費)の返還(学費助成金の返還)。	
176	入 院 料	10	10	A	● 入院料(学費)の返還(学費助成金の返還)。	
177	入 院 料	10	10	A	● 入院料(学費)の返還(学費助成金の返還)。	
178	入 院 料	10	10	A	● 入院料(学費)の返還(学費助成金の返還)。	
179	入 院 料	10	10	A	● 入院料(学費)の返還(学費助成金の返還)。	
1140~160	入 院 料	10	10	A	● 入院料(学費)の返還(学費助成金の返還)。	
140	入 院 料	10	10	A	● 入院料(学費)の返還(学費助成金の返還)。	
150	入 院 料	10	10	A	● 入院料(学費)の返還(学費助成金の返還)。	

100 「高学主」高学主の学費助成金(奨学金)の返還。

108 「奨学基金」の学費助成金の返還。

112 専任講師、准講師の授業料(学費)の返還(学費助成金の返還)。

1120 産科助産科の分娩料(学費)の返還。

1120 産科助産科の入院料(学費)の返還。

170 入院料(学費)の返還(学費助成金の返還)。

171 入院料(学費)の返還(学費助成金の返還)。

174 入院料(学費)の返還(学費助成金の返還)。

172 入院料(学費)の返還(学費助成金の返還)。

173 入院料(学費)の返還(学費助成金の返還)。

174 入院料(学費)の返還(学費助成金の返還)。

175 入院料(学費)の返還(学費助成金の返還)。

176 入院料(学費)の返還(学費助成金の返還)。

177 入院料(学費)の返還(学費助成金の返還)。

178 入院料(学費)の返還(学費助成金の返還)。

179 入院料(学費)の返還(学費助成金の返還)。











(表-3)

日 本 国 民 経 済 計 算  
表 1.1 国 民 経 済 計 算 表 1979年

行 列	記 号	国 民 経 済 計 算 (10億円)	国 民 経 済 計 算 (10億円)	計 算 式
1	貯蓄蓄積合計	-	1011.2	$L_{1000} + L_{2000} - L_1$
2	全 部	-	81.4	$L_{1000} + L_{2000} - L_1$
3	雇用給付(現物)	-	98.1	$L_{1000} + L_{2000} - B + C + D$
	A. 賃金(標準)と特別給付	51.2	$BK_{20} + L_{1000} + BK_{20} + L_{2000} - 2FA_{20} - 2L_1$	
	B. 1割超(年金及びその他給付)	24.6	$BK_{20} + L_{1000} + BK_{20} + L_{2000}$	
	C. 政府の給付	-	$BK_{20} + L_{1000}$	
	D. 1割超(雇用企業社会保険給付)	1.9	$(BEA_{20} + L_{1000} - BEA_{20} - L_{2000} - BEA_{20} - L_{1000})$	
4	非雇用給付(現物)	-	30.3	$BE_{1000} + BE_{2000} - (B_{1000} + B_{2000}) + L_1$ $(L_{1000} + L_{2000} - BK_{20} - MP - IN - 2FA_{20} - 2L_1)$
5	金融サービス(現物)	-	28.0	$BEA_{20} - BK_{20} - BEA_{20} - L_{2000}$ $BK_{20} + L_{1000} - L_{2000} - L_1$
6	借 入	975.1	-	$L_{1000} + L_{2000} - L_1$
	A. 国 債	152.6	-	$BEA_{20} + L_1$
7	民間金融	422.5	342.9	$L_{1000} + L_{2000} - BK_{20} - L_1$ $BEA_{20} + L_{1000} - BEA_{20} - L_{2000}$
	A. 金融サービス(現物)	1	-	$BEA_{20} + L_{1000} - BEA_{20} - L_{2000}$
	B. 証券市場外(現金)	3.7	-	$BEA_{20} + L_{1000} + BK_{20} - L_{2000}$
	C. 消費信用(現金)	9.2	-	$BEA_{20} + L_{1000}$
	D. その他金融サービス	248.5	338.9	$BK_{20} + L_{1000} - L_{2000} - L_1 + L_{1000} + L_{2000}$
8	サービス	487.8	254.6	$L_{1000} + L_{2000} - BK_{20} - L_1$
	A. 給与	42.7	-	$BEA_{20} + L_{1000}$
	B. 員外給	4.4	-	$BEA_{20} + L_{1000}$
	C. 福利給付	9.8	-	$BEA_{20} + L_{1000}$
	D. 非雇用給付	13.8	-	$L_{1000} + L_1$
	E. 企業福利給付	58.3	-	$L_{1000} + L_1$
	F. 政府福利給付	2.4	-	$BK_{20} + L_{1000} + L_{2000} - (B_{1000} + B_{2000})$
	G. 民間福利給付	15.9	-	$BEA_{20} + L_{1000}$
	H. 金融サービス(現物)	20.2	-	$BEA_{20} + L_{1000}$
	I. その他のサービス	82.0	820.6	$BK_{20} + L_{1000} + L_{2000} - BK_{20} - L_1$
	民間サービス(現金・サービス借入金(国債))	833.4	-	$BEA_{20} + L_{1000} + L_{2000} - (B_{1000} + B_{2000})$
9	次 源	-	221.2	$L_{1000} + L_{2000} - L_1$
10	借 入	159.8	152.2	$L_{1000} + L_{2000} - L_{1000} - L_{2000} - L_1$
	A. 国債・国庫券	40.5	-	$BEA_{20} + L_{1000} - BK_{20} - L_{2000}$
	B. 国債・国庫券	14.2	-	$BEA_{20} + L_{1000} + BK_{20} - L_{2000}$
	C. 証券市場外	9.4	-	$BEA_{20} + L_{1000}$
	D. 金融サービス(現物)	2.8	-	$BEA_{20} + L_{1000}$
	E. その他の借入	43.6	43.6	$BK_{20} + L_{1000} + L_{2000} - (B_{1000} + B_{2000})$
	F. 証券市場外(現金)	-	1.7	$L_{1000} - L_{2000}$
	G. 福利給付	-	2.4	$L_{1000} - L_{2000}$
	H. 民間福利	-	1.5	$L_{1000} - L_{2000}$
11	雇用者賃金	174.6	174.6	$BEA_{20} + L_{1000}$

表 11-1-1

番号	項 目	と 日 本 国 外 (12億円)	対 外 国 外 (12億円)	別 記 号 号
	国内国債発行(BEA)	100.0	-	BEA3. 11.6-11.6g1(14-15+12)
17	純資本形成	-	398.4	Line1(12+13+21)
18	金 融	-	188.4	Line1(14+15-19)
19	証券・債権等	105.3	28.6	Line1(11a)+14b+14c)
	A. 持分債	89.3	-	BEA6. 30.89
	B. 名目債の債権等	26.3	28.2	BEA5. 21.13+BEA5. 21.14-Line11a)
	C. 政府証券	-	22.2	BEA7. 外債等)
19	機械・設備	96.4	42.2	Line1(11a)+15D)
	A. 民間企業	96.4	28.4	BEA5. 21.3
	B. 政府企業	-	1.2	BEA7. 外債等)
16	在庫品増減	△10.7	△10.2	Line1(10a)+10B)
	A. 民間企業	△10.7	△10.2	BEA5. 21.10
	B. 政府企業	-	0	BEA7. 外債等)
17	貯 蓄	100.0	100.0	Line1(12+13+20)
18	持分債	-	3.3	BEA6. 30.10+BEA6. 31.17
19	剰余金	-	132.8	BEA6. 11.3
20	在庫品増減	-	0.2	BEA7. 外債等)
21	次 債	-	21.9	Line1(12+23+24)
22	証券・債権等	-	27.4	BEA5. 21.13+BEA5. 21.14-Line11a)
23	機械・設備	-	1.1	BEA5. 21.12+BEA5. 21.21-Line11b)
24	在庫品増減	-	5.2	BEA7. 外債等)
	貯蓄・サービスの増減(BEA)	80.4	-	BEA1. 11.13+Line1(20A-27A)
	輸出(BEA)	147.3	-	BEA1. 11.22-Line 26A
	増減(BEA)	126.9	-	BEA1. 11.23+Line 27A
25	海外への増減額	-	2.4	Line1(12+27)
26	海外への増減	-	154.8	Line1(12A-20B-20C-20D)
	A. 民間・サービスの増減	147.3	147.3	BEA4. 11.3
	B. 増減(海外からの贈与)	-	0.2	BEA6. 21.17+BEA6. 21.24
	C. (直接)海外からの保有及び売却利益	-	0.3	BEA6. 22.76+BEA6. 22.77
	D. 増減(運用差損益)	-	0	BEA7. 外債等)
27	(直接)海外からの輸入	-	170.0	Line1(12A-20B-20C-20D)
	A. 貿易・サービスの輸入	126.9	126.9	BEA4. 11.3
	B. (直接)海外への利益分配	-	4.4	BEA6. 11.37
	C. (増減)海外への利益及び売却利益	-	2.0	BEA6. 22.76+BEA6. 22.77
	D. (増減)運用差損益	-	0	BEA7. 外債等)
28	国内国債発行(国債発行)	1420.2	-	Line1(11-12+25)
29	海外からの資本形成(純)	-	10.2	Line1(20A-20D)
	A. 海外からの資本形成	-	17.4	Line1(20B+20C+20D)
	B. (増減)海外からの証券発行	-	0.2	Line1(20B+20C-20D)
30	国内国債発行(国債発行)	-	1420.2	Line1(12+25)
31	国債発行	-	200.2	Line1(12+14+15)
32	金 融	-	0.2	Line 23
33	証券・債権等	-	5.2	BEA6. 31.13

表 1.1 (つづき)

番号	項 目	BFA 精定 (112 億円)	現金計算計 (112 億円)	形 式 記 号
34	取 引	—	252.6	Line1: (28+22+57+16)
35	種 別 別	—	67.7	BEA8 SL69
36	厚肉の非鉄金属の粗鋼骨	—	7	BEA8 SL67
37	前欠財源別分	—	169.8	KPIC12+3+6+
38	償還科目：現物	—	4.4	BEA8 SL75
39	取 引	—	38.3	Line 4E
40	前欠財源別分	—	28.4	BEA8 同表表 1
42	償還科目：仕組及び前欠繰越金等	—	1720.9	Line 4B
	A. BFA の関係のみを含む	1928.8	1928.8	BEA1 SL1 BEA1 SL17+9+18 + 211+13+22+12+23+25+26 +27
	B. 前記及び取引別入用の繰越金を含む	—	1720.9	Line1:141+157+40
42	金融債中金にのみを含む	1352.2	1257.5	Line1:140+6+51+7+21
43	運用債科目	792.4	792.4	BEA8 SL2+BEA8 SL8
	A. 貸付・保証	648.7	648.7	Line1:143+42B+42C+43D+43E+48F
	B. 国債中央金の保険負担	28.6	28.6	BEA1 SL2 BEA1 SL10.5 BEA1 SL16
	C. 国内公債の社会保険負担	1.2	1.2	Line 3B
	D. 外債の社会保険負担	84.6	84.6	Line 3B
	E. 国債の給付に充当	24.1	24.1	Line 3
	F. 海外への送金	—	3	BFA 同表表 1
44	種 別 別	78.8	78.8	Line1:144+148+149+150+151+152+153+154+155+156+157+158+159+160+161+162+163+164+165+166+167+168+169+170+171+172+173+174+175+176+177+178+179+180+181+182+183+184+185+186+187+188+189+190+191+192+193+194+195+196+197+198+199+200+201+202+203+204+205+206+207+208+209+210+211+212+213+214+215+216+217+218+219+220+221+222+223+224+225+226+227+228+229+230+231+232+233+234+235+236+237+238+239+240+241+242+243+244+245+246+247+248+249+250+251+252+253+254+255+256+257+258+259+260+261+262+263+264+265+266+267+268+269+270+271+272+273+274+275+276+277+278+279+280+281+282+283+284+285+286+287+288+289+290+291+292+293+294+295+296+297+298+299+300+301+302+303+304+305+306+307+308+309+310+311+312+313+314+315+316+317+318+319+320+321+322+323+324+325+326+327+328+329+330+331+332+333+334+335+336+337+338+339+340+341+342+343+344+345+346+347+348+349+350+351+352+353+354+355+356+357+358+359+360+361+362+363+364+365+366+367+368+369+370+371+372+373+374+375+376+377+378+379+380+381+382+383+384+385+386+387+388+389+390+391+392+393+394+395+396+397+398+399+400+401+402+403+404+405+406+407+408+409+410+411+412+413+414+415+416+417+418+419+420+421+422+423+424+425+426+427+428+429+430+431+432+433+434+435+436+437+438+439+440+441+442+443+444+445+446+447+448+449+450+451+452+453+454+455+456+457+458+459+460+461+462+463+464+465+466+467+468+469+470+471+472+473+474+475+476+477+478+479+480+481+482+483+484+485+486+487+488+489+490+491+492+493+494+495+496+497+498+499+500+501+502+503+504+505+506+507+508+509+510+511+512+513+514+515+516+517+518+519+520+521+522+523+524+525+526+527+528+529+530+531+532+533+534+535+536+537+538+539+540+541+542+543+544+545+546+547+548+549+550+551+552+553+554+555+556+557+558+559+560+561+562+563+564+565+566+567+568+569+570+571+572+573+574+575+576+577+578+579+580+581+582+583+584+585+586+587+588+589+590+591+592+593+594+595+596+597+598+599+600+601+602+603+604+605+606+607+608+609+610+611+612+613+614+615+616+617+618+619+620+621+622+623+624+625+626+627+628+629+630+631+632+633+634+635+636+637+638+639+640+641+642+643+644+645+646+647+648+649+650+651+652+653+654+655+656+657+658+659+660+661+662+663+664+665+666+667+668+669+670+671+672+673+674+675+676+677+678+679+680+681+682+683+684+685+686+687+688+689+690+691+692+693+694+695+696+697+698+699+700+701+702+703+704+705+706+707+708+709+710+711+712+713+714+715+716+717+718+719+720+721+722+723+724+725+726+727+728+729+730+731+732+733+734+735+736+737+738+739+740+741+742+743+744+745+746+747+748+749+750+751+752+753+754+755+756+757+758+759+760+761+762+763+764+765+766+767+768+769+770+771+772+773+774+775+776+777+778+779+780+781+782+783+784+785+786+787+788+789+790+791+792+793+794+795+796+797+798+799+800+801+802+803+804+805+806+807+808+809+810+811+812+813+814+815+816+817+818+819+820+821+822+823+824+825+826+827+828+829+830+831+832+833+834+835+836+837+838+839+840+841+842+843+844+845+846+847+848+849+850+851+852+853+854+855+856+857+858+859+860+861+862+863+864+865+866+867+868+869+870+871+872+873+874+875+876+877+878+879+880+881+882+883+884+885+886+887+888+889+890+891+892+893+894+895+896+897+898+899+900+901+902+903+904+905+906+907+908+909+910+911+912+913+914+915+916+917+918+919+920+921+922+923+924+925+926+927+928+929+930+931+932+933+934+935+936+937+938+939+940+941+942+943+944+945+946+947+948+949+950+951+952+953+954+955+956+957+958+959+960+961+962+963+964+965+966+967+968+969+970+971+972+973+974+975+976+977+978+979+980+981+982+983+984+985+986+987+988+989+990+991+992+993+994+995+996+997+998+999+1000
	A. 消費財国債への送金	4.3	4.3	J5664
	B. 国債への送金	70.4	70.4	BEA8 SL28 J5714
	C. 国債金庫への送金	23.2	23.2	BEA8 SL22+BEA8 SL23
	D. その他国債関係	55.2	55.2	BEA8 SL11 BEA8 SL56 BEA8 SL59
	E. 海外への送金	—	4.8	BEA8 SL31
	F. 国債：個人からの送金	56.4	56.4	BEA8 SL57+BEA8 SL7
	G. 国債：非営利団体からの送金	1.2	1.2	BEA8 SL71
	H. 国債：政府からの送金	16.7	17.8	Line1:145+146+147
	1. 企業への送金	17.8	17.8	BEA1 SL19+BEA8 SL52+BEA8 SL12+BEA8 SL14
	2. 国債：個人からの送金	1.1	—	BEA8 SL18
	3. 国債：政府からの送金	—	3.1	BEA8 SL77
45	第三者債	87.0	84.2	Line1:146+147
	A. 厚生年金等債	84.2	84.2	BEA1 SL2 BEA8 SL11+17
	B. 国債関係	2.8	—	BEA8 SL179+87
46	貸付関係	28.4	10.9	Line1:148+149
	A. 貸付関係債	10.9	10.9	BEA8 SL12+BEA8 SL68
	B. 国債関係債	17.5	—	BEA8 SL68
47	商 業 債	31.9	78.9	Line1:149+150+151+152
	A. 貸 付	30.3	30.3	BEA1 SL19+Line 4B
	B. 国債関係債	1.6	1.6	J5714

表 1.1 2005 年

番号	種	冊	BEA 冊名 (1D 編・年)	総合冊の冊名 (1D 編・年)	定 価 円	
48	D. 台 外		—	1.9	HEA2 221.76	
		D. (1) 国債；海外	—	4.6	HEA2 221.76	
	E. 日本経済年鑑		186.9	186.9	Linear: (48A+48B+48C)+1001	
		A. 経済状況と経済見通し	136.2	117.9	Linear: (48A)+(48A2)	
		1. 企業活動概況	117.9	117.9	BEA2 3L14+HEA2 2L(65+77)	
		2. 自己採算の概況	21.2	—	BEA2 2L(65+77)	
		B. 法人 概	49.8	49.8	BEA2 3L8	
		1. (1) 概況；政府・準政府企業；マニフェスト 取組の概況	22.2	—	BEA2 3L9	
		II. 政府企業等の概況	—	27.6	Linear: (48D+48D2)	
		1. 政府企業等の概況	—	2.6	HEA2 1L12	
		2. 資本概況	—	4.1	BEA2 4冊表1	
		49	雑 誌 類	7.2	214.7	Linear: (49A+49B+49C+49D+49E+49F+49G)
A. 通商貿易年鑑		9.9	9.4	Linear: (49A)+49A2		
	1. 貿易概況	6.4	6.4	BEA2 2L7+Linear 4RA2		
	2. 非貿易的サービスと人の動き	1.2	—	BE 1E101		
	B. 非貿易的サービス	—	12.2	Linear 4		
	C. (1) 概況；貿易政策の概況；貿易	—	21.2	BE 1E109		
	D. (1) 概況；貿易政策の概況；貿易	—	3.2	BE 1E108		
	E. (1) 概況；貿易政策の概況；貿易	—	3.2	BEA2 3L15+BEA2 3L16		
	F. (1) 概況；貿易政策の概況；貿易	—	13.1	FFS31164006+FFS324290105		
	G. (1) 概況；貿易政策の概況；貿易	—	4.2	2BEA2+JB 5L1		
	50	企業概況年鑑		178.2	169.2	Linear: (50A+50B+50C)+50D1
			A. 法人企業概況年鑑；調整後	14.2	11.1	Linear: (50A)+(50A2)
		1. 法人企業；調整後	25.9	89.4	Linear: (50A2a)+(50A2b)+(50A2c)	
a. 法人企業；調整後		136.4	114.3	Linear: (50A2a)+(50A2b)		
1. 概 況		114.3	114.3	BEA2 2L12		
1. 資本概況		2.1	—	BEA2 1L7a		
b. 在米外資企業；調整後		212.4	212.4	BEA2 1E129		
1. 資本概況；調整後		218.0	218.0	BEA2 1L7b		
2. (1) 概況；法人企業；調整後		21.9	28.9	Linear: (50A2c)+(50A2d)		
a. 概 況		21.9	28.9	BEA2 2L12		
b. 台 外 概		2.0	—	BEA2 2L7a		
3. (1) 概況；法人企業		18.6	43.0	BEA2 3L3		
II. 資本概況年鑑；調整後	162.0	145.2	Linear: (50B)+50B2+(50C)+50D1+50D2			
1. 資本概況年鑑	162.0	162.0	BEA2 2L8			
2. (1) 概況；調整後	—	222.2	BEA2 2L9a			
2. (1) 概況；企業概況年鑑	—	21.7	BEA2 2L7b			
3. (1) 概況；調整後	—	24.2	BEA2 未発表			
3. (1) 概況；調整後	—	6.5	BEA2 未発表			
C. 証券類；年間概況	—	2.4	BE 1E107			
D. 年金及び保険等概況	—	25.7	Linear: (50E)+(50E2)			
1. 民間年金及び保険等概況	—	20.6	BEA2 2L43+BEA2 2L48			

表 1.1 つづき

番号	名 目	国 内 総 産 品 [13億円]	純 合 計 産 品 [11億円]	対 外 債 務 差
	2. 政府中心準備金	—	15.1	FP2(11740)+K(22419)05
51	特別上の不安定(国債)	7.4	7.4	KEA1 568
52	政府金融に対する費用	178.6	178.6	Line 53
53	国債の消滅	178.6	178.6	KEA3 118
54	国内総生産に対する費用(国債)	—	1420.1	Line(142+52)
55	海外からの長期的貸付(国債)	—	10.5	Line(156+57)
56	国債の発行	—	17.4	Line 296
57	(国債)国債の発行	—	8.9	Line 296
58	国民総生産に対する費用(国債)	—	1430.6	Line(142+52+55)
59	国債の発行	—	200.3	Line(160+52+57)
60	国債	—	2.0	Line 61
61	国債の発行・償還	—	2.0	BEA1 813
62	国債	—	251.6	Line(142+52+55+59)
63	国債の発行	—	83.7	BEA1 813
64	国債の発行・償還	—	1.7	BEA1 2087
65	国債の発行	—	123.6	KEA(2-145)
66	国債の発行(国債)	—	4.4	BEA1 8175
67	国債	—	10.2	Line 68
68	国債の発行	—	88.8	Line 42
69	国内総生産に対する費用(国債)(国債)	1528.6	1730.3	Line 69H
	A. BEA純国債の発行	1528.6	1558.6	Line(142+52+55+59+123+64+66)
	B. 国債及び政府の国債の発行	—	1730.3	Line(1528+68+67)

## B E A - I E A 調整表

表 3.40 要約経常所得・支出勘定 (BY) &gt; 年

番号	項 目	BEA 勘定 (単位: 100億円)	IEA 勘定 (単位: 100億円)	注 記 補 足
1	総経常支出(総計)	305.3	305.2	Linear: (18+314)
2	全 額	938.7	848.3	Linear: (20+26)
	A. 資金・等価	248.7	648.7	BEAG: (1-72)-(6+88-84)
	B. 資金引当分	-	0.0	BEAG: (14)
3	流 入	153.0	152.2	Linear: (13+120)
	A. 資金・等価	163.3	172.2	BEAG: (1)(70-78-82)-(1)EAG SL(8+18)
	B. 預付(預貯)	3.7	-	BEAG: (1)(8+87)
4	支 出	*	1	Linear: (4+42)
	A. 海外への支払	*	*	BEA: (未発表)
	B. 海外からの受取	1	1	BEAG: (6)
	中心部の労働所得	53.1	-	BEAG: (11)
5	対外取引	153.5	70.5	Linear: (15)+20
	A. 貿易黒字	-	-	Linear: (16)+28
	1. 貨 物	70.4	70.4	BEAG: (1)(26-38)(2)
	2. 非貿易黒字	4.3	-	BEAG: (1)
	B. 利益・所得	40.4	-	Linear: (1)(51-52)
	1. 国際サービス	20.8	-	BEAG: (1)(28)
	2. その他の国際取引	20.0	-	BEAG: (1)(42-44)+20.82
6	国内項目	87.3	84.8	Linear: (15)+20
	A. 貨 物	84.2	84.2	BEAG: (1)(5-10)+20.17+87.1
	B. 非 商 品	3.1	-	BEAG: (1)(7+10)
7	償付金項目	92.4	10.9	Linear: (1)(8+78)
	A. 貨 物	10.9	10.9	BEAG: (1)(12-10)+20.82
	B. 非 商 品	81.5	-	BEAG: (1)(6)
8	作 用	31.9	20.3	Linear: (1)(8+10)
	A. 行 業 計	80.3	32.8	BEAG: (1)(13-25)(14) BEAG: (1)
	B. 対外取引(対外)	2.8	-	-
9	金融資産	178.2	163.8	Linear: (1)(9+12)
10	金 融	7.8	21.8	Linear: (21+12+120)
11	年金及び福祉支出	-	84.6	BEAG: (1)(126-28)(25)
12	福利制度	6.4	8.4	BEAG: (1)(7-10-14)(1)
	福利制度(国民年金)	3.2	-	BEAG: (1)(1)
13	税 金	170.6	149.6	Linear: (1)(4+13)
14	社会保険支分	83.4	23.8	Linear: (1)(40+14)(1)
	A. 支 分	66.9	23.8	BEAG: (1)(14-16)+20.17(1)(12)
	B. 保険項目	16.5	-	BEAG: (1)(5)
15	その他の支出	69.8	84.0	Linear: (1)(5)+158+(1)(1)
	A. 支 分	83.9	88.2	BEAG: (1)(15-18)+20.17(1)(1)
	B. 福利制度(国民年金)	0.8	-	BEAG: (1)(1)
	C. 社会保険支分	-	2	BEAG: (1)(1)
16	家計経常所得(再編後)	-	109.9	Linear: (1)(49+47)+20.17
17	国庫の増収額	-	256.2	Linear: (1)(1+21)(21)(25)

表 40 つづき

番号	名 目	B 系 出 入 (10 億円)	純 合 計 (10 億円)	式 形 記 号
18	特別徴収所得(非課税)	—	32.7	BEA 3162
19	食料徴収	—	32.2	BEA 3164
20	増徴サービスマン徴収	—	65.5	BEA 3170-3171
21	学者若手研修生生活費徴収	—	7	BEA 3187
22	法人財源内債	—	163.4	Linea: (22+24)
23	食料徴収	—	105.0	BEA 3172
24	増徴サービスマン徴収	—	57.8	BEA 3173
25	増徴サービスマン徴収	—	4.4	BEA 3174
26	特別徴収所得(非課税(非所得課税))	—	130.9	Linea: (18+19)
Y	(1) 個人(個人)の社会保険負担	51.5	—	BEA 3122
	個人所得(BKA)	1266.5	—	Linea: (12+13+14+15+16+17)
	個人所得支出(BKA)	973.1	—	BEA 3120 - Linea: (27A+28+29+30)
27	特別徴収支出	—	684.1	Linea: (28+31)
	耐久財	122.1	—	BEA 313
28	特別徴収	433.4	347.9	Linea: (28+30)
29	主 要	427.4	324.4	Linea: (29A+29B+29C+29D)
	A. 特別徴収(非課税)	7.1	—	BEA 3172-74
	B. 増徴サービスマン・徴収	8.7	—	BEA 3173-80
	C. 増徴サービスマン・増徴	8.2	—	BEA 3174
	D. その他の特別徴収	113.4	324.4	BEA 3175-Linea: (31A+31B+31C+31D)
30	繰上	1.5	1.5	BEA 3175
31	サービスマン	437.5	223.1	Linea: (32+33)
32	全 業	426.1	224.3	Linea: (33A+33B+33C+33D)
	A. 物産業	87.7	—	BEA 3195
	B. 農林漁業	4.4	—	BEA 3172
	C. 交通運輸業	6.7	—	BEA 3166
	D. 非営利団体	30.2	—	BEA 314
	E. 金融機関等	30.1	—	BEA 315
	F. 政府機関等	2.4	—	BEA 3187
	G. 国内留学者	15.5	—	BEA 3183
	H. 国際サービスマン・増徴	20.2	—	BEA 3188
	I. その他のサービスマン	324.7	224.3	BEA 314 - Linea: (32A+32B+32C+32D)
33	繰上	8.3	8.3	BEA 3174
34	利付手帳	58.0	75.5	Linea: (34A+34B+34C)
	A. 銀行の支払手帳	56.8	56.8	BEA 3167-3171
	B. 労働関係の支払手帳	1.2	—	BEA 3171
	C. 振替手帳	24.7	—	BEA 3166
35	貸付金	160.1	130.1	Linea: (35+37+38+39)
36	貸付金	143.2	143.2	BEA 316+BEA 318
37	貸付金	6.4	5.4	BEA 317+BEA 314
38	貸付金	1.4	22.7	Linea: (38A+38B)
	A. 貸付金	1.4	21.4	BEA 317+3171
	B. 個人貯蓄	—	1.3	BEA 316

表 1.40 ①-⑤巻

番号	項 目	BEA 表号 (13巻FA)	换算率 (100FA=)	関 心 項 目
33	宅内物の検査・修繕費支出	17.8	17.8	BEA3.21A+BEA3.41(5+7+8)
39	個人の社会福祉支出	—	50.7	BEA1.1JL18
41	郵船支出	9	22.4	Linea:(32+43)
42	对个人福利团体付	—	81.5	HS.1094
48	寄外への郵船(船)	9	9	BEA2.1L28
44	旅行費	—	229.0	Linea:(16-27-28-35-40-41)
45	旅費雑費(自)	—	129.9	Linea:(46+47)
49	国庫債	—	23.9	BEA4.2L(6+7)
47	耐久財	—	166.0	SP9C3
48	耐用財	—	29.8	Linea:(44-45)
2	個人の蓄(BEA)	03.0	—	
49	旅行経費(自・別町寄)(国庫取)	—	1178.9	
50	旅費雑費(自)	—	252.6	Linea:(53+52-53+54)
61	持家(非高家)	—	87.9	BEA8.3L63
52	所有者標準住宅	—	9	BEA8.3L87
53	耐久財(非高家)	—	113.8	SP9C1.2+3+51
54	耐用財(非高家)	—	4.4	BEA8.3L79
55	旅行経費支出・国庫(自・自場及(自寄自場寄)) 個人(自・自寄)(BEA)	1266.4	—	Linea:(27+24+25+46-41+44) Linea:(27A+28+31+34+35+ 41+2)



## B E A Ⅰ R A 調査票

表 1.50 一般政府経常所得・支出勘定(1975年)

番号	項目	国 内 外 差 (10億円×1)	経常所得計算 (10億円×1)	記 号 類 別
1	税及び特別公債	297.3	294.9	Linear(1248)
2	企 業	109.9	103.9	Linear(1344-5)
3	国 庫 債	159.2	113.3	Linear(138+381)
	A. 国債	21.9		BEAS 21(45+77)
	B. F. D. 債	137.9	113.9	BEAS 21(14-BKAS 21(18)+G1)
4	法人債	49.8	41.8	BEAS 21.5
5	民間企業間の割	—	0.9	Linear(150+0.5)
	A. 政府企業間の割	—	2.8	BEAS 11.7.8
	B. 一般民間企業間の割	—	0.0	BPA(未発表)
6	家 計	162.2	161.1	Linear(17-8+10)
7	仕 行 割	143.2	143.2	BEAS 21.3-BKAS 41.3
8	国債・国庫債	9.4	9.4	BEAS 21.7-BEAS 41.4
9	国債 割	1.4	22.7	Linear(158+58)
	A. 個人国債割	1.4	1.4	BEAS 41.7
	B. 法人国債割	—	21.4	BEAS 21(16+75)
10	その他の税及び特別	17.3	17.3	BKAS 21.4-BEAS 41(17-9+8)
11	社会保険負担	219.9	219.9	Linear(112+107+4)
12	企 業	50.3	50.3	BKAS 11.2-BEAS 11(13+14)
	ITSA(11.80)			
13	家 計	50.5	50.5	BKAS 11.11
14	政 府	19.1	19.1	BKAS 11(17-11)-BEAS 11.8
	BEAS 41(21)+BKAS 11(15)			
15	一般政府経常所得(15項取)	—	464.6	Linear(11+11)
16	所得源所得	—	38.3	Line 27
17	法人間の税の賦課	—	26.3	BPA(未発表)
18	一般政府経常所得(15項取)の税の取引	—	302.9	Linear(11)-16)
	政府所得(BEAS)	468.5		Linear(11+11)
	政府の所得・サービスマン収入	336.4	—	Linear(18+21)+3)
19	国債購入	153.8	112.3	Linear(12+21)
20	企業からの購入(19)	156.4	116.4	Linear(18)A+B+C+D+E)
	A. 国債・国庫債	41.8	—	BEAS 71.8-BEAS 71.1.9
	B. 債券・証券	11.5	—	BKAS 71.5-BKAS 71.1.8
	C. 市債市債債	6.4	—	BEA(未発表)
	D. 金融サービス(別項)	2.8	—	BKAS 31.3
	E. その他の購入	69.2	69.2	BEAS 11.7-Linear(120A-B+C-D+E)
	F. 国庫用債の取扱	—	3.9	BEAS 31.64+BEAS 71.8.6
	G. 国債割取	—	2.4	BKAS 11.8P
	H. 国債割取	—	1.6	BEAS 11.8.7
21	海外からの購入(21)	1.4	1.4	Linear(122+22)
22	海外からの購入	7.8	7.8	BPA(19)-BPA(1.8)
23	国債(海外への)	4.5	4.5	BPA(1.9)+BPA(1.10)
24	国債所得	179.2	179.2	BKAS 11.1
25	入札資金・供給	153.2	153.2	Linear(124-22-27)

表 1.50 ①-③号

番号	名 称	日 付	日 記 帳 簿 (10月31日)	貸 借 対 照 表 (10月31日)	説 明 書 目
25	社会保険料		19.1	19.1	Line 24
27	給与(現物)		8.7	8.7	Line:120F+G1
28	(注) 給与(現物)の増減額		-	8.7	Line:120F+G1
29	繰上り		18.4	21.2	Line:15E+351
30	支払利息(現)		18.5	28.2	Line:131+381
31	公費(現)		15.9	17.8	Line:133A+31B1
	A. 支払賃借料(現)		17.8	17.8	BEA:111g+K93 3L37-BK35 3L37-BEA8 3L18
	B. 多額賃借料(現)		2.8	-	BEA:31.83
32	雑 費		4.5	4.5	BFA:3L32
33	土地(賃借料)		1.1	1.1	Line 34
34	雑 費		1.1	1.1	BFA:3L13
35	繰戻金(現)		-	17.8	Line:(38+40+43)
36	公 費		5.3	25.2	Line:(137+36+38)
37	取 扱 金		5.3	4.6	Line:(37A+B)
	A. 公 費		4.8	4.8	BEA:3L15-BEA:31.86
	B. 雑 費		0.2	-	BK3:31.66
38	繰上り(現)		-	5.8	JS12L5
39	外資(現)		-	13.3	BF313154031317284390105
40	繰 上 り		170.6	142.9	Line:141+47
41	社会保険料		81.4	68.2	Line:142A-B1
	A. 支 払		67.6	67.6	BK3:3L16-BEA:12L5
	B. 賃借料		10.5	-	BEA:32L5
42	心算(現)		48.2	84.2	Line:142A+B1C1
	A. 繰上り		83.5	63.9	BEA:3L16+16)-JS12L5- BK3:31.7
	B. 社会保険料		5.3	-	JS12L5
	C. 仕入税		-	2	BK3:31.68
43	繰上り(現)		3.1	3.1	BFA:3L18
44	繰上り(現)		-	△23.8	Line:(13+19+24+28 29 30)
45	資本繰上り		-	23.2	BFA(未発表)
46	繰上り		-	△57.5	Line:(44+45)
	(注) 繰上り(現)		8.8	-	BEA:11.12
	繰上り(現) : BEA:		△66.4	-	Line:(11+11)-(30+27+34+ 29+37+40+43)
47	繰上り(現) - 繰上り(現)		-	46.4	Line:(19+24+28+29+30+ 44)
48	繰上り(現)		-	32.3	Line 49
49	繰上り(現)		-	36.3	BEA(未発表)
50	繰上り(現) - 繰上り(現)		-	52.9	Line:(47+50)

(出所) 文献(4)邦訳90~99頁

なお、同表の「対応項目」列の資料については文献(4)邦訳88~89頁参照。

## 参 考 文 献

- (1) Nancy d. Ruggles and Richard Ruggles, National Accounting and Economic Policy, 1999.
- (2) Nancy d. Ruggles and Richard Ruggles, Macro-and Microdata Analyses and Their Integration, 1999.
- (3) Richard Ruggles, “The United Nations System of National Accounts and the Integration of Macro and Micro Data”, J. W. Kendrick (ed) The New System of National Accounts, 1996.
- (4) Richard Ruggles and Nancy Ruggles, Integrated Economic Accounts for the United States 1947-1978, 1980. (邦訳「アメリカの統合経済計算」『季刊国民経済計算』58号, 1983年)
- (5) Richard Ruggles and Nancy d. Ruggles, “Integrated Economic Accounts for the United States 1947-80”, Survey of Current Business, 62 (5), 1982.
- (6) C. A. van Bochove and H. K. van Tuinen, “Flexibility in the Next SNA: The Case for an Institutional Core”, Review of Income and Wealth 32 (2), 1986.
- (7) United Nations, Commission of the European Communities, International Monetary Fund, Organization for Economic Co-operation and Development, World Bank, System of National Accounts 1993, 1993. (経済企画庁経済研究所国民所得部訳『1993年改定国民経済計算の体系』1996年)
- (8) United Nations, Provisional Guidelines on Statistics of the Distribution of Income, Consumption and Accumulation of Households, Series M No. 61, 1977. (邦訳『季刊国民経済計算』47号, 1980年)
- (9) United Nations, The Development of Integrated Data Bases for Social, Economic and Demographic Statistics, Series F No. 27, 1979. (邦訳「社会・経済・人口統計用統合データベースの開発」『季刊国民経済計算』60号, 1983年)
- (10) 野村良樹「ラグズ『合衆国統合経済勘定 (I E A)』の輪郭(1)」『統計学』44号, 1983年。
- (11) 野村良樹「ラグズ『合衆国統合経済勘定 (I E A)』の輪郭(2)」『統計学』45号, 1983年。
- (12) 倉林義正『SNAの成立と発展』, 岩波書店, 1989年。
- (13) 倉林義正・作間逸雄『国民経済計算』, 東洋経済新報社, 1980年。
- (14) 松田芳郎『企業構造の統計的測定方法』, 岩波書店, 1991年。
- (15) 松田芳郎・濱砂敬郎・森博美編著『講座ミクロ統計分析 1 統計調査制度とミクロ統計の開示』, 日本評論社, 2000年。

- (16) 松田芳郎・伴金美・美添泰人編著『講座ミクロ統計分析2 ミクロ統計の集計解析と技法』, 日本評論社, 2000年。
- (17) 村岸慶應「SNAと家計調査の貯蓄率の比較」『季刊国民経済計算』99号, 1993年。
- (18) 浜田浩児「SNA家計勘定の分布統計」『経済分析』167号, 2003年。
- (19) 『統計学辞典』(竹内啓編集委員代表) 東洋経済新報社, 1989年。
- (20) 内閣府経済社会総合研究所編『国民経済計算年報』平成13年版。
- (21) 内閣府経済社会総合研究所編『国民経済計算年報』平成15年版。
- (22) 総務省統計局「家計調査年報(家計収支編二人以上の世帯)平成14年」, 平成15年。
- (23) 総務庁統計局編『家計調査のしくみと見方』, 日本統計協会, 1987年。
- (24) 経済企画庁(現内閣府)ホームページ, 経済企画庁経済研究所「我が国の93SNAへの移行について(暫定版)」, 平成12(2000)年11月。
- (25) 経済企画庁(現内閣府)ホームページ, 経済企画庁経済研究所「93SNA推計手法解説書(暫定版)」, 平成12(2000)年11月。
- (26) 桂 昭政『福祉の国民経済計算一方法とシステム』, 法律文化社, 1997年。
- (27) 桂 昭政「93SNAとセーフティネット—国民経済計算における年金・保険の取扱の検討—」『桃山学院大学経済経営論集』44巻3号, 2002年。

(かつら・あきまさ/経済学部教授/2004年1月26日受理)

# National Accounts in the Emerging Disparity Era: The Integration of National Accounts and Microdata

Akimasa KATSURA

Now, we have faced the collapse of middle class in our society owing to global market economy since 1990. National accounts has to provide not only the aggregates but also the distribution structure of it. But, SNA-global standard of national accounts-can not provide the distribution structure of aggregates, because it can not integrate macrodata with microdata. So, we have aimed at the construction of national accounts to be integrated with microdata. In order to construct the national accounts to be integrated with microdata, we have examined the following three points in this paper. (1) Why can not SNA integrate with microdata? (2) Is Ruggles IEA(Ruggles proposal national accounts) national accounts to be integrated with microdata? (3) How do we make the microdatabase for the national accounts to be integrated with microdata?

We have concluded that national accounts to be integrated with microdata must exclude the imputation and re-routing in the core accounts, Ruggles IEA is able to employ as the national accounts to be integrated with microdata.